

動物の愛護及び管理に関する法規集

動物の愛護及び管理に関する法律

(昭和四十八年十月一日法律第百五号)

最終改正：令和八年六月五日法律第三〇号

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本指針等（第五条・第六条）

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則（第七条—第九条）

第二節 第一種動物取扱業者（第十条—第二十四条の二）

第三節 第二種動物取扱業者（第二十四条の二の二—第二十四条の四）

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置（第二十五条）

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第二十五条の二—第三十四条）

第四章 都道府県等の措置等（第三十五条—第三十七条）

第四章の二 動物愛護管理センター等（第三十七条の二—第三十九条）

第四章の三 犬及び猫の登録（第三十九条の二—第三十九条の二十六）

第五章 雑則（第四十条—第四十三条）

第六章 罰則（第四十四条—第五十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を

及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(普及啓発)

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(動物愛護週間)

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事

項

- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項
- 3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。
- 4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

- 第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。
- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めな

なければならない。

- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（動物販売業者の責務）

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。

- 2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

（地方公共団体の措置）

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

第二節 第一種動物取扱業者

（第一種動物取扱業の登録）

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬（は）虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第七項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第二十二条第一項に規定する者をいう。）の氏名
 - 四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法
 - 五 主として取り扱う動物の種類及び数
 - 六 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節から第四節までにおいて「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項
 - イ 飼養施設の所在地
 - ロ 飼養施設の構造及び規模
 - ハ 飼養施設の管理の方法
 - 七 その他環境省令で定める事項
- 3 第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業（犬猫等（犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。）の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。
- 一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別
 - 二 販売の用に供する幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあっては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。）の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画（以下「犬猫等健康安全計画」という。）
- （登録の実施）
- 第十一条** 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- （登録の拒否）
- 第十二条** 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同

項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
 - 四 第十条第一項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
 - 五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 五の二** 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 六 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和三十二年法律第四百十号）第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九條の八第一項第四号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第五号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第七十条第一項第三十六号（同法第四十八条第三項又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第七十二条第一項第三号（同

法第六十九条の八第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。)若しくは第五号(同法第七十条第一項第三十六号に係る部分に限る。)の規定、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第二十七条第一号若しくは第二号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者として環境省令で定める者

八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
(登録の更新)

第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第十条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
(変更の届出)

第十四条 第一種動物取扱業者は、第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項の変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)をし、飼養施設

を設置しようとし、又は犬猫等販売業を営もうとする場合には、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2 第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は第十条第二項各号(第四号を除く。)若しくは第三項第二号に掲げる事項に変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業を営む者(以下「犬猫等販売業者」という。)は、犬猫等販売業を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十一条及び第十二条の規定は、前三項の規定による届出があつた場合に準用する。

(第一種動物取扱業者登録簿の閲覧)

第十五条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十六条 第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合 第一種動物取扱業者であつた個人又は第一種動物取扱業者であつた法人を代表する役員

2 第一種動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第十八条 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（登録の取消し等）

第十九条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。

二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。

四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

五 第十二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号の二から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。

六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（環境省令への委任）

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、第一種動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

（基準遵守義務）

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点等を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の

管理に関する事項

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。

4 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

（感染性の疾病の予防）

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

（動物を取り扱うことが困難になつた場合の譲渡し等）

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になつた場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（販売に際しての情報提供の方法等）

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情

報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

（動物に関する帳簿の備付け等）

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数

三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数

四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

五 その他環境省令で定める事項

（動物取扱責任者）

第二十二条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。）を受けさせなければならない。

4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

（犬猫等健康安全計画の遵守）

第二十二条の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

（獣医師等との連携の確保）

第二十二条の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及

び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

（終生飼養の確保）

第二十二条の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

（幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限）

第二十二条の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

（犬猫等の検案）

第二十二条の六 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

（勧告及び命令）

第二十三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第四項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条の四若しくは第二十二条第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二条の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情が

ある場合は、この限りでない。

（報告及び検査）

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等）

第二十四条の二 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定によりその登録が効力を失い、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 第二種動物取扱業者

（第二種動物取扱業の届出）

第二十四条の二の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令

で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条及び第三十七条の二第二項第一号において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱うとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 飼養施設の所在地

三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法

四 主として取り扱う動物の種類及び数

五 飼養施設の構造及び規模

六 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

（変更の届出）

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第二種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（準用規定）

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項を除く。）、第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三及び第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第四項」とあるのは「第二十四条の四第一項におい

て準用する第二十一条第一項又は第四項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条（第三項を除く。）及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 前項に規定するもののほか、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者については、第二十一条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、「所有し、若しくは占有した」とあるのは「所有した」と、「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と読み替えるものとする。

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又

は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所の立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

- 7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

（特定動物の飼養及び保管の禁止）

第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 特定動物の種類及び数
 - 三 飼養又は保管の目的

- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項
- 八 その他環境省令で定める事項
(許可の基準)

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 飼養又は保管の目的が前条第一項に規定する目的に適合するものであること。
 - 二 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する基準に適合するものであること。
 - 三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ 第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
 - ハ 法人であつて、その役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
(変更の許可等)
- 第二十八条** 第二十六条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同条第二項第二号又は第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環

境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
- 一の二 飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。
- 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
(環境省令への委任)

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができ

る。

- 2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四章 都道府県等の措置等

（犬及び猫の引取り）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

- 3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

- 4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

- 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

- 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。

- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取

る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

- 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

- 3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。（犬及び猫の繁殖制限）

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

- 2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第四章の二 動物愛護管理センター等

（動物愛護管理センター）

第三十七条の二 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。）を行うものとする。

一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。

二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。

三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。

四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。

五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

（動物愛護管理担当職員）

第三十七条の三 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。

2 指定都市、中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市以外の市町村（特別区を含む。）は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。

3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

（動物愛護推進員）

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする。

（協議会）

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第四章の三 犬及び猫の登録

（マイクロチップの装着）

第三十九条の二 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡の日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップ（犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号（個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を装着しなければならない。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

（マイクロチップ装着証明書）

第三十九条の三 獣医師は、前条の規定により犬又は猫にマイクロチップを装着しようとする者の依頼を受けて当該犬又は猫にマイクロチップを装着した場合には、当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書（次項及び第三十九条の五第三項において「マイクロチップ装着証明書」という。）を当該犬又は猫の所有者に発行しなければならない。

2 マイクロチップ装着証明書の様式その他の必要な事項は、環境省令で定める。

（取外しの禁止）

第三十九条の四 何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。

（登録等）

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲

渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日)までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

- 一 第三十九条の二第一項又は第二項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者 当該マイクロチップを装着した日
 - 二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録(以下この章において単に「登録」という。)を受けていないものを取得した犬猫等販売業者 当該犬又は猫を取得した日
- 2 登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫所在地
 - 二 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
 - 三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 3 登録を受けようとする者(第一項第一号に掲げる者に限る。)は、前項の申請書に、マイクロチップ装着証明書を添付しなければならない。
- 4 環境大臣は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた者に対し、その所有する犬又は猫に関する証明書(以下この章において「登録証明書」という。)を交付しなければならない。
- 5 登録証明書には、環境省令で定める様式に従い、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号その他の環境省令で定める事項を記載するものとする。
- 6 登録を受けた者は、登録証明書を亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。
- 7 環境大臣は、登録に係る事項を記録し、これを当該登録が行われた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 8 登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から三十日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 9 登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

(変更登録)

第三十九条の六 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日)までに変更登録を受けなければならない。

- 一 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者
 - 二 犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの
- 2 前条第四項から第九項までの規定は、前項の変更登録(以下この章において単に「変更登録」という。)について準用する。
- (狂犬病予防法の特例)

第三十九条の七 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。)の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第一項の規定による犬の登録の申請又は同条第五項の規定による届出があつたものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。
- 3 環境大臣は、犬の所有者から第三十九条の五第八項(第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定により市町村長が通知を受けたときは、当該通知に係る届出があつた日において、当該届出をした犬の所有者から狂犬病予防法第四条第四項の規定による届出があつたものとみなす。
- 5 第二項の規定により狂犬病予防法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合その他の厚生労働省令

で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その旨を届け出なければならない。

6 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

7 前項の場合における狂犬病予防法第四条第三項の規定の適用については、同項中「前項の鑑札」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の七第六項の鑑札」とする。

（死亡等の届出）

第三十九条の八 登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したときその他の環境省令で定める場合に該当するときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（都道府県等の指導及び助言）

第三十九条の九 都道府県等は、第三十九条の二から前条までに規定する措置が適切になされるよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

（指定登録機関の指定）

第三十九条の十 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、第三十九条の五から第三十九条の八までに規定する環境大臣の事務（以下「登録関係事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、環境省令で定めるところにより、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 環境大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画が、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 環境大臣は、第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 登録関係事務以外の業務により登録関係事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 第三十九条の二十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

5 指定登録機関が二以上ある場合には、各指定登録機関は、登録関係事務の適正な実施を確保するため、相互に連携を図らなければならない。

6 指定登録機関が登録関係事務を行う場合における第三十九条の五第一項及び第二項の規定、同条第四項及び第六項から第八項までの規定（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条の七第一項及び第三項の規定並びに第三十九条の八の規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

（指定登録機関の役員の選任及び解任）

第三十九条の十一 指定登録機関の役員の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 環境大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第三十九条の十三第一項に規定する登録関係事務規程に違反する行為をしたとき又は登録関係事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。（事業計画の認可等）

第三十九条の十二 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第三十九条の十第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。（登録関係事務規程）

第三十九条の十三 指定登録機関は、登録関係事務の開始前に、登録関係事務の実施に関する規程（以下「登録関係事務規程」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 登録関係事務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。
- 3 環境大臣は、第一項の認可をした登録関係事務規程が登録関係事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務等）

第三十九条の十四 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 登録関係事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第三十九条の十五 指定登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録関係事務に関する事項で環境省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

（監督命令）

第三十九条の十六 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告）

第三十九条の十七 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、環境省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第三十九条の十八 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録関係事務の休廃止）

第三十九条の十九 指定登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第三十九条の二十 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条の十第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第三十九条の十一第二項、第三十九条の十三第三項又は第三十九条の十六の規定による命令に違反したとき。

三 第三十九条の十二又は前条の規定に違反したとき。

四 第三十九条の十三第一項の認可を受けた登録関係事務規程によらないで登録関係事務を行ったとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第三十九条の二十一 第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項又は第三十九条の十九の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（指定登録機関がした処分等に係る審査請求）

第三十九条の二十二 指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（環境大臣による登録関係事務の実施等）

第三十九条の二十三 環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録関係事務を行わないものとする。

2 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けて

その登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十九条の第二十第二項の規定により指定登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 3 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第三十九条の二十の規定により指定を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

（公示）

第三十九条の二十四 環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第三十九条の十第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第三十九条の十九の規定による許可をしたとき。
- 三 第三十九条の二十の規定により指定を取り消し、又は登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第二項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするととき又は自ら行っていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするととき。

（手数料）

第三十九条の二十五 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関）に納めなければならない。

- 一 登録を受けようとする者
- 二 登録証明書の再交付を受けようとする者
- 三 変更登録を受けようとする者

- 2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

（環境省令への委任）

第三十九条の二十六 この章に規定するもののほか、マイクロチップの装着、登録及び変更登録並びに指定登録機関に関し必要な事項については、環境省令で定める。

第五章 雑則

（動物を殺す場合の方法）

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

- 2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

- 3 前項の必要な事項を定めるに当たっては、第一項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

（獣医師による通報）

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

（表彰）

第四十一条の三 環境大臣は、動物の愛護及び適正な管理の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

（地方公共団体への情報提供等）

第四十一条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護管理担当職員の設置、動物愛護管理担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、都道府県警察及び民間団体との連携の強化、動

物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施、地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体に対する財政上の措置）

第四十一条の五 国は、第三十五条第八項に定めるもののほか、地方公共団体が動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（経過措置）

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（審議会の意見の聴取）

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第七項、第十二条第一項、第二十一条第一項（第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項第二号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項若しくは第四項の事態の設定又は第三十五条第七項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処す

る。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十四条の二 第三十九条の十四第一項の規定に違反して、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条の二の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者
- 二 不正の手段によつて第二十六条第一項の許可を受けた者
- 三 第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号又は第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者
- 二 不正の手段によつて第十条第一項の登録（第十三条第一項の登録の更新を含む。）を受けた者
- 三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第二十三条第四項、第二十四条の二第二項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二の二、第二十四条の三第一項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条の六の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者
- 三 第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて準用する

場合を含む。)、第二十四条の二第三項若しくは又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第二十四条の四第一項において読み替えて準用する第二十三条第四項の規定による命令に違反した者

第四十七条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条の十五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十九条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十九条の十八第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第三十九条の十九の許可を受けないで登録関係事務の全部を廃止したとき。

第四十七条の三 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑

二 第四十四条、第四十六条から第四十七条まで又は前条 各本条の罰金刑

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第一項(第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。)、第二十一条の五第二項又は第二十四条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条の五第一項(第二十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(軽犯罪法の一部改正)

2 専ら文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により天然記念物として指定された犬(以下この項において「指定犬」という。)の繁殖を行う第二十二条の五に規定する犬猫等販売業者(以下この項において「指定犬繁殖販売業者」という。)が、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合における当該指定犬繁殖販売業者に対する同条の規定の適用については、同条中「五十六日」とあるのは、「四十九日」とする。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【中略】

附 則 (令和元年六月十九日法律第三十九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中動物の愛護及び管理に関する法律第二十一条の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定、同法第二十四条の四の改正規定(「、第二十一条」の下に「(第三項を除く。)」を加える部分及び「又は第二項」を「又は第四項」に改める部分に限る。)及び同法附則第二項の改正規定並びに第三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条並びに附則第五条(第四項及び第五項を除く。)及び第十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「旧法」という。)第十条第一項の登録(旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。)の申請をした者(登録の更新にあっては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する

者を除く。)の当該申請に係る登録の基準については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けている者又はこの法律の施行前にした同項の登録(旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。)の申請に基づきこの法律の施行後に第一条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「第一条による改正後の法」という。)第十条第一項の登録を受けた者(登録の更新にあっては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。)に対する登録の取消し又は業務の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可(同条第二項第三号の目的が第一条による改正後の法第二十六条第一項に規定する目的(以下この条において「特定目的」という。)であるものを除く。)を受けて行われている特定動物(旧法第二十六条第一項に規定する特定動物をいう。次項において同じ。)の飼養又は保管については、旧法第三章第五節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可を受けている者は、特定目的で特定動物の飼養又は保管をする場合に限り、この法律の施行の日第一条による改正後の法第二十六条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にされた旧法第二十六条第二項の申請(同項第三号の目的が特定目的であるものに限る。)は、第一条による改正後の法第二十六条第二項の許可の申請とみなす。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクロチップ(第二条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下この条において「第二条による改正後の法」という。)第三十九条の二第一項に規定するマイクロチップをいう。次項及び附則第十条において同じ。)が装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者(第二条による改正後の法第十四条第三項に規定する犬猫等販売業者をいう。次項において同じ。)は、当該犬又は猫について、同号に掲げる規定の施行の日から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日)までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクロチップが装着された犬又は猫の所有者(犬猫等販売業者を除く。)は、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。

3 前二項の登録は、第二条による改正後の法第三十九条の五第一項の登録(附

則第十条において単に「登録」という。)とみなす。

4 第二条による改正後の法第三十九条の十第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても、第二条による改正後の法第三十九条の十第二項から第五項まで、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項及び第二項並びに第三十九条の二十四第一号の規定の例により行うことができる。

5 前項の規定により行った行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)

第八条 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者(第一条による改正後の法第十条第一項に規定する第一種動物取扱業者及び第一条による改正後の法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業者をいう。第三項において同じ。)に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、両生類の販売、展示等の業務の実態等を勘案し、両生類を取り扱う事業に関する規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国は、動物取扱業者による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、動物取扱業者についての規制の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九条 国は、多数の動物の飼養又は保管が行われている場合におけるその状況を勘案し、周辺的生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、愛護動物(第一条による改正後の法第四十四条第四項に規定する愛護動物をいう。)の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 3 国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条 国は、マイクロチップの装着を義務付ける対象及び登録を受けることを義務付ける対象の拡大並びにマイクロチップが装着されている犬及び猫であってその所有者が判明しないものの所有権の扱いについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十一条 前三条に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄 （施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和八年六月五日法律第三〇号） 抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第六十九条の七を第六十九条の八とし、第六十九条の六を第六十九条の七とし、第八章中第六十九条の五を第六十九条の六とし、第六十九条の四を第六十九条の五とし、第六十九条の三の次に一条を加える改正規定（第六十九条の四第三号に係る部分を除く。）及び第七十二条の改正規定（同条第一項第一号から第三号まで及び第二項に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定、附則第五条中動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十二条第一項第六号の改正規定（「第七十条第一項第三十六号」を「第七十条第一項第四十二号」に改める部分を除く。）並びに附則第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令

（昭和五十年四月七日政令第百七号）

最終改正：令和五年一二月二二日政令第三七一号

内閣は、動物の保護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第七十条第一項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種動物取扱業の登録を要する取扱い）

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。

二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。

（動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱い）

第二条 法第二十一条の五第一項の政令で定める取扱いは、前条第二号に掲げるものとする。

（特定動物）

第三条 法第二十五条の二の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。

（国庫補助）

第四条 法第三十五条第八項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の二分の一以内の額について行うものとする。

（犬及び猫の登録等の手数料）

第五条 法第三十九条の二十五第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第三十九条の五第一項の登録を受けようとする者千四百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（次号及び第三号において「電子情報処理組織を使用する場合」という。）にあつては、四百円）

二 法第三十九条の五第六項の登録証明書の再交付を受けようとする者千三

百円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、三百円）
 三 法第三十九条の六第一項の変更登録を受けようとする者千四百円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、四百円）

【中略】

附 則 （令和元年十一月七政令第一五二号）
 この政令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律〔令和元年六月法律第三十九号〕の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。ただし、第三条（第三項を除く。）の規定は、同年三月二日から施行する。

附 則 （令和三年九月二十九日政令第二七六号）
 この政令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

附 則 （令和五年一月二二日政令第三七一号）
 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

別表 （第三条関係）

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) 霊長目	
アテリダ工科	アロウアタ属（ホエザル属）全種 アテレス属（クモザル属）全種 ブラキユテレス属（ウーリークモザル属）全種 ラゴトリクス属（ウーリーモンキー属）全種 オレオナクス・フラヴィカウダ（ヘンディーウーリーモンキー）
おながざる科	ケルコケブス属（マンガベイ属）全種 ケルコピテクス（オナガザル属）全種 クロロケブス属全種 コロブス属全種 エリュトロケブス・パタス（パタスモンキー） ロフォケブス属全種 マカカ属（マカク属）全種 マンドリル属（マンドリル属）全種 ナサリス・ラルヴァトウス（テングザル） パピオ属（ヒヒ属）全種 ピリオコロブス属（アカコロブス属）全種 プレスピュティス属（リーフモンキー属）全種 プロコロブス・ヴェルス（オリーブコロブス） ピュガトリクス属（ドックモンキー属）全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種 シミアス・

	コンコロール（メンタウェーコバナテングザル） テロピテクス・ゲラダ（ゲラダヒヒ） トラキュピテクス属全種
てながざる科	てながざる科全種
ひと科	ゴリルラ属（ゴリラ属）全種 パン属（チンパンジー属）全種 ボンゴ属（オランウータン属）全種
(二) 食肉目	
いぬ科	カニス・アドゥストゥス（ヨコスジジャッカル） カニス・アウレウス（キンイロジャッカル） カニス・ラトランス（コヨーテ） カニス・ルプス（オオカミ）のうちカニス・ルプス・ディンゴ（ディンゴ）及びカニス・ルプス・フリアリス（犬）以外のもの カニス・メソメラス（セグロジャッカル） カニス・スィメンシス（アビシニアジャッカル） クリュソキュオン・ブラキウルス（タゲガミオオカミ） クオン・アルピヌス（ドール） リュカオン・ピクトゥス（リカオン）
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	アキノニュクス・ユバトゥス（チーター） カラカル・カラカル（カラカル） カトプマ・テンミンキイ（アジアゴールデンキャット） フェリス・カウス（ジャングルキャット） レオパルドゥス・バルダリス（オセロット） レプタイル属（セルヴァル（サーバル）） リュンクス属（オオヤマネコ属）全種 ネオフェリス・ネプロサ（ウンピョウ） パンテラ属（ヒョウ属）全種 プリオナイル属（ヴィヴェルリヌス（スナドリネコ）） プロフェリス・アウラタ（アフリカゴールデンキャット） プマ属（ピューマ） ウンキア・ウンキア（ユキヒョウ）
(三) 長鼻目	
そう科	そう科全種
(四) 奇蹄目	
さい科	さい科全種

(五) 偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	ギラファ・カメロパルダリス(キリン)
うし科	ビソン属(バイソン属)全種 スンケルス・カフェル(アフリカスイギュウ)
二 鳥綱	
(一) ひくいどり目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
(二) たか目	
コンドル科	ギンノギョブス・カリフォルニアヌス(カリフォルニアコンドル) サルコランフス・パパ(トキロコンドル) ヴルトウル・グリュフス(コンドル)
たか科	アエギピウス・モナクス(クロハゲワシ) アクイラ・アウダクス(オナガイヌワシ) アクイラ・クリュサエトス(イヌワシ) アクイラ・ファスキアタ(ボネリークマタカ) アクイラ・ニパレンシス(ソウゲンワシ) アクイラ・スピロガステル(モモジロクマタカ) アクイラ・ヴェルレアウクスィイ(コシジロイヌワシ) ギュパエトゥス・バルバトゥス(ヒゲワシ) ギュブス・アフリカヌス(コシジロハゲワシ) ギュブス・ルエペルリイ(マダラハゲワシ) ハリアエトゥス・アルビキルラ(オジロワシ) ハリアエトゥス・レウコケファルス(ハクトウワシ) ハリアエトゥス・ベラギクス(オオワシ) ハリアエトゥス・ヴォキフェル(サンショクウミワシ) ハルピア・ハルピュヤ(オウギワシ) ハルピュオプシス・ノヴァエグイネアエ(パプアオウギワシ) モルフヌス・グイアネンシス(ヒメオウギワシ) ニサエトゥス・ニパレンシス(クマタカ) ピテコファガ・イエフェリユイ(フィリピンワシ) ポレマエトゥス・ベルリコス(ゴマバラワシ) ステファノアエトゥス・コロナトゥス(カンムリクマタカ) トルゴス・トラケリオトス(ミミヒダハゲワシ)

三 爬虫綱	
(一) かめ目	
かみつしがめ科	かみつしがめ科全種
(二) とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ヴァラヌス・コモドエンシス(コモドオオトカゲ) ヴァラヌス・サルヴァドリイ(ハナブトオオトカゲ)
にしきへび科	モレリア・アメティスティヌス(アメジストニシキヘビ) モレリア・キングホルニ(オーストラリアヤブニシキヘビ) ピュトン・モルルス(インドニシキヘビ) ピュトン・レティクラトゥス(アミメニシキヘビ) ピュトン・セバエ(アフリカニシキヘビ)
ボア科	ボア・コンストリクトル(ボアコンストリクター) エウネクテス・ムリヌス(オオアナコンダ)
なみへび科	ディスフォリドゥス属(ブームスラング属)全種 ラブドフィス属(ヤマカガシ属)全種 タキユメニス属全種 テロトルニス属(アフリカツルヘビ属)全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
(三) わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

【参考】 〔令和元年一一月七日政令第一五二号抄〕

(特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置)

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律第二十六条第一項に規定する特定動物が交雑することにより生じた動物についての改正法第一条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下この条において「新法」という。）第二十六条第一項の許可を受けようとする者は、改正法の施行の日（以下この条において「改正法施行日」という。）前においても、新法第二十六条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長。第五項において同じ。）は、前項の規定による許可の申請があった場合には、改正法施行日前においても、新法第二十六条及び第二十七条の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、これらの規定の例により受けた許可は、改正法施行日において新法第二十六条第一項の規定により受けた許可とみなす。

3 改正法施行日前において新法第二十六条第一項に規定する目的以外の目的で第一項に規定する動物の飼養又は保管を行っている者が改正法施行日以後においても引き続きその飼養又は保管を行う場合における新法第三章第五節の規定の適用については、同条第一項中「目的で特定動物」とあるのは「目的以外の目的で動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）第一条の規定による改正前の第二十六条第一項に規定する特定動物が交雑することにより生じた動物」と、「行おうとする者」とあるのは「行う者」と、新法第二十七条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号を除く。）」と、新法第二十九条中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号の二を除く。）」とする。

4 前項の規定により読み替えられた新法第二十六条第一項の許可を受けようとする者は、改正法施行日の前日までに、同項の規定及び新法第二十六条第二項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があった場合には、第三項の規定により読み替えられた新法第二十六条第一項の規定及び新法第二十六条第二項の規定並びに第三項の規定により読み替えられた新法第二十七条第一項の規定及び新法第二十七条第二項の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、これらの規定の例により受けた許可は、改正法施行日において第三項の規定により読み替えられた新法第二十六条第一項の規定により受けた許可とみなす。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

（平成十八年一月二十日環境省令第一号）

最終改正：令和七年二月一七日環境省令第三号

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（第一種動物取扱業の登録の申請等）

第二条 法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。

2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 二 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）及び第三条第六項に規定する使用人が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類
- 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類
- 四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）
 - イ ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。）
 - ロ 照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。）
 - ハ 給水設備
 - ニ 排水設備
 - ホ 洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。）
 - ヘ 消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。）
 - ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

- チ 動物の死体の一時保管場所
 - リ 餌の保管設備
 - ヌ 清掃設備
 - ル 空調設備（屋外施設を除く。）
 - ロ 遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。以下同じ。）
 - ヲ 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を営もうとする者に限る。）
- 3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 法第十条第二項第七号 の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 営業の開始年月日
 - 二 法人にあっては、役員の氏名及び住所
 - 三 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実
 - 四 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員の氏名
 - 五 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員
 - 六 事業所に配置される職員の最低数
 - 七 営業時間（特定成猫の展示を行う場合にあっては、営業時間及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号。以下「基準省令」という。）第二条第五号イ(1)に規定する特定成猫の展示時間）
- 5 都道府県知事は、法第十条第一項の登録をしたときは、申請者に対し様式第二による登録証を交付しなければならない。
- 6 第一種動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第十四条第二項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。
- 7 前項の規定による登録証の再交付の申請は、様式第三による申請書を提出して行うものとする。
- 8 登録証の交付を受けた者は、その登録証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。

- 9 登録証を有している者（第二号に掲げる場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる場合は、その日（登録を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して三十日を経過する日までの間に、登録証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

- 一 登録を取り消されたとき。
 - 二 法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 三 第六項の規定により登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見し、又は回復したとき。
- （犬猫等健康安全計画の記載事項）

第二条の二 法第十条第三項第二号 の環境省令で定める事項は、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示の方法とする。

（第一種動物取扱業の登録の基準）

第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。
- 二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ及び第七号ロからヘまでに定める内容に適合していること。
- 三 貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第七号ハ、二、ト及びリに定める内容に適合していること。
- 四 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。
- 五 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。
 - イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。
 - ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一

年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

六 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、前号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

七 事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。

ハ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、事業所ごとに基準省令第二条第二号に定める動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項に適合する員数の従業者を確保する見込みがあること。

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 飼養施設は、前条第二項第四号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。

二 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。

三 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。

四 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。

五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。

六 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。

七 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。

イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。

ロ 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。

ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。

ニ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。

ホ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。

八 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。

九 犬又は猫の飼養施設は、前各号に掲げるもののほか、基準省令第二条第一号に定める飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項に適合するものであること。

十 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る。）。ただし、特定成猫（次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。）の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であって夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）。）。

イ 生後一年以上であること。

ロ 午後八時から午後十時までの間に展示される場合には、休憩できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

3 法第十二条第一項の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに基準省令第二条の基準に適合するものであること。

二 犬猫等健康安全計画が、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること。

三 犬猫等健康安全計画に定める販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するために適切なものであること。

4 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める者は、精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

5 法第十二条第一項第七号の環境省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第十九条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十六条第一項第四条又は第五号の規定による届出をした者（解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第十六号第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの

6 法第十二条第一項第八号及び第九号の環境省令で定める使用人は、法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請をした者の使用人であって、同条第二項第二号の事業所の業務を統括する者とする。

（第一種動物取扱業の登録の更新）

第四条 法第十三条第一項の規定による登録の更新の申請は、当該登録の有効期間が満了する日の二个月前から有効期間が満了する日までの間（以下この条において「更新期間」という。）に、様式第四による申請書を提出して行うものとする。

2 二以上の第一種動物取扱業の登録を受けている者であって、当該二以上の登録のうち前項の規定により登録の更新を申請することができるもの（次項において「更新期間内登録」という。）の登録の更新を申請するものは、前項の規定にかかわらず、他の第一種動物取扱業の登録に係る更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により更新期間前の登録の更新の申請があった場合には、当該登録の更新をすることができる。この場合において、更新期間前に登録の更新がされた第一種動物取扱業の登録の有効期間は、更新期間内登録が更新された場合における当該更新期間内登録の有効期間の起算日から起算するものとする。

4 第二条第五項の規定は、法第十三条第二項の登録の更新について準用する。

（第一種動物取扱業の登録の変更の届出）

第五条 法第十四条第一項の届出は、法第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては様式第五による届出書を、飼養施設を設置しようとする場合にあっては様式第六による届出書を、犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては様式第六の二による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 販売業者（登録を受けて販売業を営む者をいう。以下同じ。）又は貸出業者（登録を受けて貸出業を営む者をいう。以下同じ。）が法第十条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとする場合 様式第一別記により業務の実施の方法を明らかにした書類

二 飼養施設を設置しようとする場合 第二条第二項第四号に規定する書類

3 法第十四条第二項の規定による届出は、様式第七による届出書を提出して行うものとする。

4 法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたとき（法第十四条第一項又は第二項の規定による届出をしたときにあっては、その届出をしたとき。この号及び次号において同じ。）から通算して、法第十条第一項の登録を受けたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

二 ケージ等、洗浄設備、消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備及び訓練場に係る 変更であって、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたときから通算して、当該設備等を備える飼養施設の延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

イ 設備等の増設

ロ 設備等の配置の変更

三 照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更

四 第二条第二項第四号に掲げる設備等に係る変更であって、現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

五 飼養施設の管理の方法の変更

六 営業時間の変更であって、その変更に係る部分の営業時間が、夜間を含

まれないもの

5 法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法人である場合であって、名称、住所又は代表者の氏名に変更があった場合 第二条第二項第一号に規定する書類
- 二 法第十条第二項第三号に掲げる事項に変更があった場合 第二条第二項第三号に規定する書類
- 三 法第十条第二項第六号イ又はロに掲げる事項に変更があった場合 第二条第二項第四号に規定する書類
- 四 法人である場合であって、役員に変更があった場合 第二条第二項第二号に規定する書類

6 都道府県知事は、法第十四条第一項及び第二項に基づき変更の届出をした者に対し、前項の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

7 法第十四条第三項の届出は、様式第七の二による届出書を提出して行うものとする。

（第一種動物取扱業の廃業等の届出）

第六条 法第十六条第一項の届出は、様式第八による届出書を提出して行うものとする。この場合において、有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、これを添付しなければならない。

（標識の掲示）

第七条 法第十八条の標識の掲示は、様式第九により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所で営業をする場合にあっては、併せて、様式第十により第一号から第五号までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

- 一 第一種動物取扱業者の氏名（法人にあっては名称）
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 登録に係る第一種動物取扱業の種別
- 四 登録番号
- 五 登録の年月日及び有効期間の末日
- 六 動物取扱責任者の氏名

（販売に際しての情報提供の方法等）

第八条の二 法第二十一条の四の環境省令で定める動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物とする。

2 法第二十一条の四の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 品種等の名称
 - 二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
 - 三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 - 四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - 五 適切な給餌及び給水の方法
 - 六 適切な運動及び休養の方法
 - 七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - 八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
 - 九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
 - 十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - 十一 性別の判定結果
 - 十二 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - 十三 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - 十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
 - 十五 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
 - 十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
 - 十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
 - 十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- （動物取扱責任者の選任）

第九条 法第二十二条第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

- 一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - イ 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第三条の免許を取得している者であること。
 - ロ 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十条）第三条の免許を取得している者であること。
- ハ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年以上の実務経験（常勤の職員として在職する者に限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）
- ニ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年以上の実務経験（常勤の職員として在職する者に限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。
- 二 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。（動物取扱責任者研修）

第十条 都道府県知事又は都道府県知事から動物取扱責任者研修の全部若しくは一部の実施を委託された者は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による開催の通知を受けた第一種動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。
- 3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する次に掲げる事項に関する動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

- 一 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）
- 二 飼養施設の管理に関する方法
- 三 動物の管理に関する方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関し都道府県知事が地域の実情に応じて必要と認める事項（動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け）

第十条の二 法第二十一条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該動物の品種等の名称
- 二 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、捕獲された動物にあっては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所）
- 三 当該動物の生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- 四 当該動物を所有し、又は占有するに至った日
- 五 当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- 六 当該動物の販売又は引渡しをした日
- 七 当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- 八 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
- 九 販売業者にあつては、当該動物の販売を行った者の氏名
- 十 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第22条の4に規定する情報提供及び基準省令第二条第七号へに掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
- 十一 貸出業者にあつては、当該動物に関する基準省令第二条第七号トに規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間
- 十二 当該動物が死亡（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日
- 十三 当該動物の死亡の原因

2 前項に規定する事項を帳簿に記載する場合には、動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに当該事項を帳簿に記載するものとする。

3 法第二十一条の五第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

4 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

5 帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。（動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出）

第十条の三 法第二十一条の五第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十一条の五第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3 前項の期間は、新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合にあっては、登録を受けた日から登録を受けた年度の三月三十一日までの期間とする。

4 法第二十一条の五第二項及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。（犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令）

第十条の四 法第二十二条の六の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。（第二種動物取扱業者の範囲等）

第十条の五 法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設（動物（次項に規定する数を超えない場合に限る。）の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。）とする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 大型動物（牛、馬、豚、ダチョウ又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類若しくは鳥類に属する動物）及び特定動物の合計数 三

二 中型動物（犬、猫又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物。ただし、大型動物は除く。）の合計数 十

三 前二号に掲げる動物以外の哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物の合計数 五十

四 第一号及び第二号に掲げる動物の合計数 十

五 第一号から第三号までに掲げる動物の合計数 五十

3 法第二十四条の二の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 国又は地方公共団体の職員が非常災害のために必要な応急措置としての行為に伴って動物の取扱いをする場合

二 警察職員が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として動物の取扱いをする場合

三 自衛隊員が自衛隊の施設等又は部隊若しくは機関の警備に伴って動物の取扱いをする場合

四 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条、第四十三条、第四十五条若しくは第四十六条の二又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

六 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）に基づく税関の業務に伴って動物の取扱いをする場合

七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

八 地方公共団体の職員が狂犬病予防法第六条又は第十八条の規定に基づいて犬を抑留する場合

九 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十一 国又は地方公共団体の職員が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十二 国の職員が少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第四条、婦人

補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第二条 又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第八十四条の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

（第二種動物取扱業の届出等）

第十条の六 法第二十四条の二の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

二 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（チからルまでにあっては、これらの施設を設置している場合に限る。）

イ ケージ等

ロ 給水設備

ハ 消毒設備

ニ 餌の保管設備

ホ 清掃設備

ヘ 遮光のため又は風雨を遮るための設備

ト 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を行おうとする者に限る。）

チ 排水設備

リ 洗浄設備

ヌ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

ル 空調設備（屋外設備を除く。）

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第二十四条の二の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業の開始年月日

二 飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実（第二種動物取扱業の変更の届出）

第十条の七 法第二十四条の三第一項の変更の届出は、様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 主として取り扱う動物の種類及び数の減少であって、第十条の五第二項各号に掲げる数を下回らないもの

二 飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき（法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときにあっては、その届出をしたとき。この号において同じ。）から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

三 第十条の六第二項第二号に掲げる設備等に係る変更であって、当該設備等の増設及び配置の変更並びに現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

（第二種動物取扱業の廃業等の届出）

第十条の八 法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。（犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取扱う動物に関する帳簿の備付け）

第十条の十 第十条の二（第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十一条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第一項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出業者にあっては、当該」とあるのは「当該」と、「基準省令第二条第七号ト」とあるのは「基準省令第三条第七号ロ」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ

以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。

（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証明書）

第十一条 法第二十四条第二項（法第二十四条の二第四項において準用する場合及び法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間に共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物
（虐待を受けるおそれがある事態）

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われて

いないことが認められること。

五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。

六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

（周辺の生活環境の保全等に係る立入検査の身分証明書）

第十二条の三 法第二十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第十二の二のとおりとする。

（飼養又は保管の禁止の適用除外）

第十三条 法第二十五条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合
- 二 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 三 警察法第二条第一項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合
- 四 家畜防疫官が狂犬病予防法第七条、家畜伝染病予防法第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 六 税関職員が関税法第七十条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 八 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

十 国の職員が遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

十一 法第二十六条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、三日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合（当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する三日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに様式第十三によりその旨を通知したものに限る。）

十二 法第二十六条第一項の許可を受けた者が死亡し、又は解散に至った場合で、相続人又は破産管財人若しくは清算人が、死亡し、又は解散に至った日から六十日を超えない範囲内で、当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合

（特定動物の飼養又は保管をおこなう目的）

第十三条の二 第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

- 一 動物園その他これに類する施設における展示
- 二 試験研究用又は生物科学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用
- 三 生業の維持

四 次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期限の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七条までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る愛玩又は鑑賞

イ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号。以下「令和元年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた令和元年改正法第一条の規定による改正前の法第二十六条第一項の規定による許可に係る特定動物

ロ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物

五 法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であって、当該者が死亡した日から六十日を経過した阿智において相続人が行う当該個体の飼養又は保管

六 前各号に掲げるもののほか、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる目的

（許可の有効期間）

第十四条 法第二十六条第一項の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、五年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする。

（飼養又は保管の許可の申請）

第十五条 法第二十六条第二項の許可の申請は、特定飼養施設の所在地ごとに様式第十四による申請書を提出して行うものとする。

2 法第二十六条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図

二 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第三号のイからハまでに該当しないことを説明する書類

三 申請に係る特定動物に既に第二十条第三号に定める措置が講じられている場合にあっては、当該措置の内容ごとに次に定める書類

イ マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。）による場合 獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書

ロ 脚環による場合（鳥綱に属する動物に限る。） 当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真

四 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類（第四項第三号の管理責任者以外に特定動物の飼養又は保管を行う者がいる場合に限る。）

五 特定飼養施設の保守点検に係る計画

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第二十六条第二項第八号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該

特定動物の数及び当該特定動物に係る第二十条第三号に規定する措置の内容に係る情報

二 法人にあっては、役員の氏名及び住所

三 特定動物の管理責任者

5 都道府県知事は、法第二十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し様式第十五による許可証を交付しなければならない。

6 特定動物飼養者は、許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は法第二十八条第三項の規定に基づく届出をしたときは、当該許可に係る都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

7 前項の規定による許可証の再交付の申請は、様式第十六による申請書を提出して行うものとする。

8 許可証の交付を受けた者は、その許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。

9 許可証を有している者（第二号に掲げる事由が発生した場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる事由が発生した場合は、その事由が発生した日（許可を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

一 許可を取り消されたとき。

二 許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）、又は解散したとき。

三 第六項の規定により許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

（飼養又は保管の廃止の届出）

第十六条 特定動物飼養者は、第十四条の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、様式第十七により、許可を受けた都道府県知事にその旨を届け出ることができる。この場合において、有効期間内にある許可に係る許可証を有している場合は、これを添付しなければならない。

2 前項の届出があった場合には、当該届出に係る許可は、都道府県知事が当該届出を受理した日に、その効力を失う。

（許可の基準）

第十七条 法第二十七条第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。

イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。

ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。

ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。

二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不適当と認められないこと。

三 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置が、次のいずれかに該当すること。

イ 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保

ロ 殺処分（イを行うことが困難な場合であって、自らの責任においてこれを行う場合に限る。）

（変更の許可）

第十八条 法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、様式第十八による申請書を提出して行うものとする。

2 法第二十六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に、変更後の特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図を添付するものとする。

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第二十八条第一項の環境省令で定める軽微な変更は、特定動物の飼養又

は保管が困難になった場合の措置の変更であって、前条第三号ロに掲げる措置から同号イに掲げる措置への変更とする。

5 第十五条第五項から第九項までの規定は、法第二十八条第一項の変更の許可について準用する。

（変更の届出）

第十九条 法第二十八条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法人にあっては、役員の氏名及び住所

二 特定動物の管理責任者

2 法第二十八条第三項の届出は、様式第十九による届出書を提出して行うものとする。

（飼養又は保管の方法）

第二十条 法第三十一条の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。

二 特定動物の飼養又は保管の状況を定期的に確認すること。

三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。

四 前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。

（特定動物に係る立入検査の身分証明書）

第二十一条 法第三十三条第二項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。

（犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の二 法第三十五条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合

二 引取りを繰り返し求められた場合

三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従ってい

ない場合

四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合

五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合

六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合

七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

（所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の三 法第三十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められるもの

二 引き取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

（マイクロチップの装着）

第二十一条の四 法第三十九条の二第一項のマイクロチップを装着する者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 獣医師法第三条の免許を取得している者

二 愛玩動物看護師法第三条の免許を取得している者

2 法第三十九条の二第一項の環境省令で定める基準は、国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号とする。

3 法第三十九条の二第一項の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。

一 犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること。

二 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること。

（マイクロチップ装着証明書）

第二十一条の五 法第三十九条の三第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 犬又は猫の名

- 二 犬又は猫の別
 - 三 犬又は猫の品種
 - 四 犬又は猫の毛色
 - 五 犬又は猫の生年月日
 - 六 犬又は猫の性別
 - 七 前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
 - 八 マイクロチップの装着日
 - 九 マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては、獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第一条第一項第三号に規定する開設の場所）
 - 十 マイクロチップを装着した施設の電話番号
 - 十一 マイクロチップを装着した獣医師（マイクロチップの装着について指示をした獣医師がいる場合にあっては、当該獣医師を、愛玩動物看護師がマイクロチップを装着した場合にあっては、当該愛玩動物看護師に対して指示をした獣医師を含む。第三項において同じ。）の氏名
- 2 法第三十九条の三第二項のマイクロチップ装着証明書の様式は、様式二十二のとおりとする。
- 3 犬又は猫の所有者は、法第三十九条の五第一項の登録前において、マイクロチップ装着証明書を亡失し、又はマイクロチップ装着証明書が滅失したときは、マイクロチップを装着した獣医師に依頼して、マイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができる。
- 4 マイクロチップ装着証明書の発行を受けることができない場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書は、マイクロチップ装着証明書とみなす。
（取外しの禁止）
- 第二十一条の六** 法第三十九条の四の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。ただし、当該事由によりマイクロチップを取り外した場合、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。
（登録等）
- 第二十一条の七** 法第三十九条の五第二項の登録の申請は、様式二十三による申請書を提出して行うものとする。
- 2 法第三十九条の五第二項第三号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 申請日
 - 二 個人又は法人の別
 - 三 登録を受けようとする者の電子メールアドレス
 - 四 犬又は猫の名
 - 五 犬又は猫の別
 - 六 犬又は猫の品種
 - 七 犬又は猫の毛色
 - 八 犬又は猫の生年月日
 - 九 犬又は猫の性別
 - 十 前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
 - 十一 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第四条の登録年月日及び登録番号
 - 十二 登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合は、申請書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号
 - 十三 登録を受けようとする者が動物取扱業者である場合、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の別
 - 十四 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者である場合、その業種
 - 十五 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者である場合、第一種業種別登録番号
 - 十六 登録を受けようとする犬又は猫の親の雌犬又は雌猫にマイクロチップが装着されている場合、当該親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号
- 3 法第三十九条の五第五項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の登録証明書の様式は、様式二十四のとおりとする。
- 4 法第三十九条の五第五項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
 - 二 登録日
 - 三 法第三十九条の五第八項の規定による届出、法第三十九条の六第一項の規定による変更登録又は第三十九条の八の規定による届出に必要な暗証記号（アラビア数字若しくはローマ字又はこれらの組合せによるものに限

る。)

四 犬又は猫の別

五 犬又は猫の品種

六 犬又は猫の毛色

七 犬又は猫の生年月日

八 犬又は猫の性別

5 法第三十九条の五第六項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する登録証明書の再交付の申請は、様式二十五による再交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

6 法第三十九条の五第七項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める期間は、四十年とする。

7 法第三十九条の五第八項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録又は変更登録を受けた犬又は猫の所在地

二 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス

三 犬又は猫の名

四 犬又は猫の毛色

五 前二号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項

六 マイクロチップの識別番号

七 登録事項の変更の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

8 法第三十九条の五第八項の規定による届出は、様式二十六による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

（変更登録）

第二十一条の八 法第三十九条の六第一項の変更登録は、様式二十七による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

（狂犬病予防法の特例）

第二十一条の九 法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提

出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地

二 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号

三 登録又は変更登録日

四 個人又は法人の別

五 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス

六 登録又は変更登録を受けた犬の名

七 登録又は変更登録を受けた犬の品種

八 登録又は変更登録を受けた犬の毛色

九 登録又は変更登録を受けた犬の生年月日

十 登録又は変更登録を受けた犬の性別

十一 前五号に掲げるもののほか登録又は変更登録を受けた犬の特徴となるべき事項

十二 登録の場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録年月日及び登録番号

十三 変更登録の場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

十四 変更登録の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

2 法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地

二 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号

三 届出日

四 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス

五 登録事項の変更の場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

六 犬が死亡した場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第八条第一項第二

号及び第三号に規定する事項

七 登録事項の変更の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

3 マイクロチップが装着されている犬の所在地の変更（新所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下この項及び第二十一条の十一第二項において同じ。）の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内への変更に限る。）に伴い、当該犬の所有者が法第三十九条の五第八項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は法第三十九条の六第一項の変更登録を行った場合であって、法第三十九条の七第一項又は第三項の旧所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。第二十一条の十一において同じ。）は当該市町村長に次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地

二 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号

三 届出又は変更登録日

四 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス

五 狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

六 変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

（死亡等の届出）

第二十一条の十 法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 犬又は猫が死亡したとき。

二 第二十一条の六の犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、登録されているマイクロチップの識別番号により犬又は猫の個体を識別することができなくなったとき。

2 法第三十九条の八の規定による届出は、様式二十八による届出書を環境大

臣に提出して行うものとする。

3 法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員は、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、当該犬又は猫の死亡等を確認したときは、法第三十九条の八第一項の規定による死亡等の届出を行うことができる。

4 法第三十九条の八の規定による届出は、法第三十九条の五第八項の規定による届出とみなす。

（情報の提供）

第二十一条の十一 環境大臣は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

2 環境大臣は、都道府県知事及び市町村長に対し、法第三十五条第四項及び第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

3 環境大臣は、獣医療法第三条に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師、当該届出があった診療施設で診療の業務を行う獣医師及び同法第五条第二項に規定する診療施設を管理する者に対し、法第三十六条第一項に規定する所有者に対する通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

4 環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法第十九条に基づく厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に係る情報の提供を行うものとする。

（犬猫等販売業者以外の者によるみなし登録）

第二十一条の十二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、法第三十九条の五第一項の登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。この場合において、当該登録は、法第三十九条の五第一項の登録とみなす。

（申請書及び届出書の提出部数）

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通（第二十一条の七第一項、第五項及び第八項、第二十一条の八並びに第二十一条の十第二項の申請又は届出にあっては、正本のみ）を添えてしなければならない。

附 則 （令和四年四月五日環境省令第十六号）

（施行期日）
第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。ただし、第二条中第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第二条第一号及び第三条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（様式に係る経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

（準備行為）
第三条 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第五条第二項の規定による登録については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第二十一条の七の規定の例により、この省令の施行の日前においても行うことができる。

（マイクロチップの装着に関する努力義務）
第四条 この省令の施行の際現に犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡の日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録を受けるよう努めなければならない。

附 則 （令和五年三月二四日環境省令第二号）
この省令は、令和五年六月一日から施行する。

附 則 （令和七年二月一七日環境省令第三号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の九の改正規定は、令和七年九月一日から施行する。

（様式に係る経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要

と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる

別表 （第三条第一項及び第九条第一号関係）

第一種動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売（飼養施設を有して営むもの）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）及び貸出し
販売（飼養施設を有せずに営むもの）	販売及び貸出し
保管（飼養施設を有して営む者）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）、保管（飼養施設を有して営むものに限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）
保管（飼養施設を有せずに営むもの）	販売、保管、貸出し、訓練及び展示
貸出し	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）及び貸出し
訓練（飼養施設を有して営むもの）	訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）
訓練（飼養施設を有せずに営むもの）	訓練
展示	展示
動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと	販売及び動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと
動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費	販売（飼養施設を有して営む者に限る。）、保管（飼養施設を有して営む者に限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営む者に限る。）、

用の全部又は一部を負担する場合に限る。)	展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと (当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する 費用の全部又は一部を負担する場合に限る。)
----------------------	---

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

(令和三年四月一日環境省令第七号)

最終改正：令和五年三月二十四日環境省令第三号

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 運動スペース一体型飼養等 犬又は猫の寝床及び休息場所並びに運動場の機能が一体的に備わったケージ等を使用して犬又は猫を飼養又は保管をすることをいう。
- 二 運動スペース分離型飼養等 犬又は猫の寝床及び休息場所として用いるケージ等並びに運動場として用いるケージ等（以下「分離型運動スペース」という。）の両者を使用して犬又は猫を飼養又は保管をすることをいう。

(第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準)

第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
 - イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
 - (2) 1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
 - (3) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。
 - (4) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。

- (5) 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
- (6) 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施設設備を備えること。
- 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。
 - (2) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。
 - (3) ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
 - (イ) 犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。
 - (ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。
 - (イ) 犬にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高（地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。）の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。
 - (ロ) 猫にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の3

- 倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の3倍以上）とするとともに、ケージ等内に1以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を2段以上の構造とすること。
- (ハ) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。
 - (i) 犬にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この(i)において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の6倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。
 - (ii) 猫にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。以下この(ii)において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の2倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の4倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の4倍以上）とするとともに、ケージ等内に2以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。
- (二) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。

- (4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。
- (5) ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。
- (6) ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。
- ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
- (1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。
- (3) ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
- (5) 保管業者及び訓練業者にあっては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
- (6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。
- (7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）1人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については20頭、猫については30頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については15頭、繁殖の用に供する猫については25頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後8時から翌日午前8時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

ロ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

ニ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないように、動物を管理すること。

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあわせ業者（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあわせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。）が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

ハ 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。

ニ 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあっては、高齢猫（生後11年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

ホ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

ヘ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ト ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

チ 販売業者にあっては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前8時から午後10時

までの間において行うことを妨げない。この場合において、1日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、12時間を超えてはならない。

(2) 販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっては、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(1) 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。

(2) 輸送中は、常時、動物の状態を目視（監視カメラ等を利用して行うものを含む。）により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

(3) 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。

(4) 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(5) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

(6) 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(7) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物

の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(8) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

(9) 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。

(10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じて繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

二 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあつては、ハの台帳の写しと併せて譲り渡すこと。

ホ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を6回までとするとともに、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

ヘ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

ト 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

チ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを5年間保存すること。

リ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1) 被毛にふん尿等が固着した状態

(2) 体表が毛玉で覆われた状態

(3) 爪が異常に伸びている状態

(4) その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。

ハ 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。

二 販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

ホ 販売業者にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、(2)から(10)までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

- (1) 品種等の名称
- (2) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- (3) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- (4) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- (5) 適切な給餌及び給水の方法
- (6) 適切な運動及び休養の方法
- (7) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- (8) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- (9) (8)に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- (10) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- (11) 性別の判定結果
- (12) 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- (13) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- (14) 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
- (15) 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

- (16) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- (17) 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- (18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

ハ 販売業者にあつては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。

ト 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

- (1) 品種等の名称
- (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- (3) 適切な給餌及び給水の方法
- (4) 適切な運動及び休養の方法
- (5) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- (6) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- (7) 性別の判定結果
- (8) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- (9) 当該動物のワクチンの接種状況
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

チ 競りあわせ業者にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者によりホに掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

リ 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一

- 項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあっては、当該特定動物の取引を行わないこと。
- ヌ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。
- ル ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。
- ヲ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。
- ワ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。
- カ 保管業者及び訓練業者にあっては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあわせ業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。
- コ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
- タ 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- シ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
- ソ 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは

保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

- ツ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられないようにすること。
- ナ 展示業者及び訓練業者にあっては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。
- ラ 貸出業者にあっては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。
- ム 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。
- ウ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。
- ヰ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあっては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。
- ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。
- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにす

ること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

(2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

(3) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

オ 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

ク 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

ヤ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

マ 動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

ケ 第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。

- (1) 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。
- (2) 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過

度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

フ 販売業者にあっては、販売に供している全ての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的記録を含む。）により表示すること。

- (1) 品種等の名称
- (2) 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報
- (3) 性別の判定結果
- (4) 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- (5) 生産地等
- (6) 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

コ 法第二十二条第三項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。

エ 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第二十一条の五第一項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

テ 競りあっせん業者にあっては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

ア 販売業者にあっては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日まで当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡の日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあっては、同法第三十九条の六第一項に基づく変更登録）を受けること。ただし、法第

三十九条の二第一項のやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

(第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準)

第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 飼養施設の建物及びこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有すること。
- (2) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
- (3) 1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
- (4) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録するよう努めること。
- (5) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
- (6) 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
- (7) 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施設設備を備えること。

ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼養施設は、規則第十条の六第二項第二号イからトまでに掲げる設備を備えること。
- (2) 飼養施設は、必要に応じて、排水設備、洗浄設備、廃棄物の集積設備及び空調設備を備えるよう努めること。
- (3) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。

(4) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

(5) 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の内容及び実施の方法に鑑み、事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な構造及び規模とすること。

(6) 飼養施設の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造とするよう努めること。

(7) 飼養施設は、飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度とすること。

(8) 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。

(9) 飼養施設の構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数に鑑み著しく不適切なものでないこと。

(10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

(一) 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。

(二) 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。

(三) 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。

(四) 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。

(五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(イ) 犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。

(ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

(i) 犬にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。

(ii) 猫にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の3倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の3倍以上）とするとともに、ケージ等内に1以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を2段以上の構造とすること。

(iii) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。

① 犬にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この①において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の6倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。

② 猫にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。以下この②において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の2倍以上（複数の個体を同一

のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の4倍以上複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の4倍以上）とするとともに、ケージ等内に2以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。

(iv) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の規模広さを有する分離型運動スペースを備えること。

(11) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。

(12) ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。

(13) ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。

ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えるよう努めること。

(3) ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。

- (4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
- (5) 届出をして保管業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあつては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
- (6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施錠設備を備えること。
- (7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）1人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいたるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については20頭、猫については30頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については15頭、繁殖の用に供する猫については25頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。
- ロ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。
- ハ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。

二 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあつては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないように、動物を管理すること。

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

- (1) 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにするよう努めること。
 - (2) 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。
 - (3) 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあつては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。
 - (4) 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うよう努めること。
 - (5) 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。
 - (6) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けまいよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。
- ロ 譲渡業者（届出をして譲渡業を行う者をいう。以下同じ。）にあつては、譲渡しに当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を譲渡先に交付すること。また、当該動物を譲渡した者から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ 届出をして展示業を行う者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けるよう努めること。

ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(1) 輸送設備は、確実に固定すること等により衝撃による転倒を防止すること。

(2) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

(3) 必要に応じて空調設備を備えること等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるよう努めること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(4) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(5) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

(6) 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。

(7) 譲渡業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺

伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。

ロ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を6回までとするとともに、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

ニ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

ホ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

ヘ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを5年間保存すること。

ト 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号イ(3)に規定する健康診断、ヘに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

- (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
- (2) 体表が毛玉で覆われた状態
- (3) 爪が異常に伸びている状態
- (4) その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ 譲渡業者にあつては、譲渡しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、譲渡しに当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。

- (1) 品種等の名称
- (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- (3) 適切な給餌及び給水の方法
- (4) 適切な運動及び休養の方法
- (5) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ハ 届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、貸出しに当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

- (1) 品種等の名称
- (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- (3) 適切な給餌及び給水の方法
- (4) 適切な運動及び休養の方法
- (5) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ニ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。

ホ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。

ヘ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ト 幼齢な犬、猫等の社会化を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をするよう努めること。

チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

リ 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ヌ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

ル 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、飼養又は保管をする犬又は猫を、1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ヲ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ワ 届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。

カ 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認すること。

コ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。

タ 届出をして展示業を行う者及び届出をして貸出業を行う者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

セ 飼養又は保管する動物の管理に係る責任者を選任するよう努めること。

ソ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

ツ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、見物客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じるよう努めること。見物客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないよう努めること。

ネ 動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。

- (1) 譲渡業者にあつては、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を譲渡しに供するよう努めること。
- (2) 譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあつては、可能な限り、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を譲渡し又は貸出しに供するよう努めること。
- (3) 譲渡業者にあつては、ロに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。
 - (一) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
 - (二) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 - (三) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - (四) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
 - (五) (四)に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
 - (六) 性別の判定結果
 - (七) 生年月日
 - (八) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - (九) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況

(十) ロ(1)から(5)まで及び(一)から(九)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

(4) 届出をして貸出業を行う者にあつては、ハに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。

(一) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

(二) 性別の判定結果

(三) 生年月日

(四) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況

(五) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(六) ハ(1)から(5)まで及び(一)から(五)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

ナ 第二種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

ラ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

△ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

ウ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

ヰ 動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳を調整し、これを5年間保管すること。ただし、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が、法第二十四条の四第二項において準用する同法第二十一条の五第一項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りではない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和3年6月1日）から施行する。ただし、第二条第六号二及びホ並びに第三条第六号ハ及びニの規定は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第一号ロ(3)(ニ)及び同号ハ(7)並びに同条第七号ソの規定は適用しない。この場合において、第二条第一号ロ(3)(一)中「犬及び猫以外の動物」とあるのは「動物」と読み替えるものとする。

2 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第三条第一号ロ(10)(五) 及び同号ハ(7)並びに同条第七号ルの規定は適用しない。この場合において、第三条第一号ロ(10)(五) 中「犬及び猫以外の動物」とあるのは「動物」と読み替えるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けて犬を飼養又は保管をしている者における1人当たりの犬の飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段中「犬については20頭」とあるのは「犬については30頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については15頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については25頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段中「犬については20頭」とあるのは「犬については25頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については15頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については20頭」と読み替えるものとする。

第四条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けて猫を飼養又は保管をしている者における1人当たりの猫の飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段中「猫については30頭」とあるのは「猫については40頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については25頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については35頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段中「猫については30頭」とあるのは「猫については35頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については25頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については30頭」と読み替えるものとする。

第五条 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における犬を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、第三条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「犬については20頭」とあるのは「犬については30頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については15頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については25頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「犬については20頭」とあるのは「犬については25頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については15頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については20頭」と読み替えるものとする。

第六条 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における猫を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、第三条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「猫については30頭」とあるのは「猫については40頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については25頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については35頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「猫については30頭」とあるのは「猫については35頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については25頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については30頭」と読み替えるものとする。

第七条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者における犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号ただし書の規定は適用せず、令和4年6月1日から起算して1年を経過する日までの間は、附則別表第一に定めるとおりとし、令和5年6月1日から起算して1年を経過する日までの間は、附則別表第二に定めるとおりとする。

2 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、第三条第二号ただし書の規定は適用せず、令和5年6月1日から起算して1年を経過する日までの間は、附則別表第一に定めるとおりとし、令和6年6月1日から起算して1年を経過する日までの間は、附則別表第二に定めるとおりとする。

第八条 この省令の公布の日から施行日の前日までの間に獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十九条第二項の規定により交付された健康診断に係る診断書は、第二条第四号ハ及び第三条第四号イ(3)の診断書とみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。ただし、第二条中第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第二条第一号及び第三条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（様式に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

（準備行為）

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第五条第二項の規定による登録については、この省令

による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第二十一条の七の規定の例により、この省令の施行の日前においても行うことができる。

（マイクロチップの装着に関する努力義務）

第四条 この省令の施行の際現に犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録を受けるよう努めなければならない。

別表 犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限

本則別表

（第二条第二号、第三条第二号関係）

附則別表第一

附則別表第二

一 飼養又は保管をする犬の頭数		三 飼養又は保管をする猫の頭数	
	二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数		四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
1	1	29	24
2	2	28	23
3		27	22
4	3	26	21
5	4	25	20
6	5	24	19
7	6	23	18
8	7	22	17
9	8	21	16
10	9	20	15
11	10	19	14
12	11	18	13
13	12	17	12
14	13	16	11
15	14	15	10
16	15	14	9
17	16	13	8
18	17	12	7
19	18	11	6
20	19	10	5
21	20	9	4
22	21	8	3
23	22	7	2
24	23	6	1
25	24	5	
26	25	4	
27	26	3	
28	27	2	
29	28	1	

一 飼養又は保管をする犬の頭数		三 飼養又は保管をする猫の頭数	
	二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数		四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
1	1	39	34
2	2	38	33
3	3	37	32
4	4	36	31
5	5	35	30
6	6	34	29
7	7	33	28
8	8	32	27
9	9	31	26
10	10	30	25
11	11	29	24
12	12	28	23
13	13	27	22
14	14	26	21
15	15	25	20
16	16	24	19
17	17	23	18
18	18	22	17
19	19	21	16
20	20	20	15
21	21	19	14
22	22	18	13
23	23	17	12
24	24	16	11
25	25	15	10
26	26	14	9
27	27	13	8
28	28	12	7
29	29	11	6
30	30	10	5
31	31	9	4
32	32	8	3
33	33	7	2
34	34	6	1
35	35	5	
36	36	4	
37	37	3	
38	38	2	
39	39	1	

一 飼養又は保管をする犬の頭数		三 飼養又は保管をする猫の頭数	
	二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数		四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
1	1	34	29
2	2	33	28
3	3	32	27
4	4	31	26
5	5	30	25
6	6	29	24
7	7	28	23
8	8	27	22
9	9	26	21
10	10	25	20
11	11	24	19
12	12	23	18
13	13	22	17
14	14	21	16
15	15	20	15
16	16	19	14
17	17	18	13
18	18	17	12
19	19	16	11
20	20	15	10
21	21	14	9
22	22	13	8
23	23	12	7
24	24	11	6
25	25	10	5
26	26	9	4
27	27	8	3
28	28	7	2
29	29	6	1
30	30	5	
31	31	4	
32	32	3	
33	33	2	
34	34	1	

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について

平成 18 年環境省告示第 23 号

最終改正：令和 4 年 5 月 26 日環境省告示第 54 号

第 1 所有明示の意義及び役割

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。

第 2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有明示 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることをいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 25 条の 2 に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）以外のものをいう。
- (3) 展示動物 動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養又は保管をする動物、人との触れ合い、興行又は客寄せを目的として飼養又は保管をする動物、販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養又は保管をする動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。）及び商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養又は保管をする動物であって、特定動物以外のものをいう。
- (4) 識別器具等 首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等、所有明示をするために動物に装着し、又は施術するものをいう。この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第 3 適用対象動物

この告示は、家庭動物等、展示動物及び特定動物に適用する。

第 4 識別器具等の装着又は施術の方法

飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、非常災害時等における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するように努めること。ただし、幼齢な個体又は識別器具等の装着若しくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。また、発育段階に応じ、識別措置等をより適切と考えられる種類に転換し、又は複数の種類の識別器具等を併用することを、必要に応じて行うこと。

識別器具等の種類は次に掲げるものとする。

(1) 基本的な考え方

次の要件を満たすものの中から、動物の特性、飼養及び保管の目的等に応じて、適切と考えられる種類の識別器具等を選択すること。

イ 動物によって外されにくいものであること。

ロ 老朽化等により、容易に脱落し、又は消失するおそれの少ないものであること。

ハ 動物の所有者の特定が直接的又は間接的にできるように、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先の情報が付されているものであること。また、その特定が、迅速に、かつ低廉な費用で行うことが可能なものであること。

ニ 記号により所有明示が行われている場合にあっては、その記号は、統一的であり、かつ一意性が確保されたものであること。また、関係行政機関等からの照会に対して、的確に所有者に係る情報（以下「所有情報」という。）を連絡できる体制が、公的な性格を有する団体等によって全国規模で整備されているものであること。

(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

装着し、又は施術する識別器具等は、動物の区分により、次に掲げるところにより選択すること。

イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあっては、可能な限り、マイクロチップ、脚環等の非常災害時においても脱落のおそれが低く、より耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。法第 39 条の 2 第 2 項に基づき、所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、法第 39

条の5第1項に基づき、マイクロチップを装着した日から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。）の登録を受けること。

□ 特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高いことから、厳格な個体の管理が必要である特定動物については、原則としてマイクロチップ（鳥綱に属する動物にあってはマイクロチップ又は脚環）を装着することとし、その細目は特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月環境省告示第22号）に規定するところによること。ただし、マイクロチップを装着することが困難である場合にあっては、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付された入れ墨、脚環等によること。

第5 動物の健康及び安全の保持

識別器具等の装着又は施術に当たっては、動物に過度の負担がかからない方法で行うこととし、その装着又は施術に当たって外科的な措置が必要な識別器具等に関しては、可能な限り獣医師等の専門家によって装着され、又は施術されるようにすること。特に、マイクロチップの施術は獣医師が行うこととし、併せて適切な所有情報の登録及び更新等について飼い主に対する指導等を行うよう努めること。また、識別器具等の装着状態について定期的に観察し、動物の健康及び安全の保持上支障が生じないようにすること。

第6 識別器具等及び所有情報の点検等

- (1) 動物の所有者は、識別器具等の破損等の状況に関して、定期的に点検を行うこと。また、住所等の所有情報に変更が生じ、又は動物が死亡した場合は、速やかにその更新又は管理者（識別器具等に記号により付された所有情報を管理する者をいう。以下同じ。）への連絡を行うこと。
- (2) 第4の(1)の二に掲げる団体等は、当該団体等有する所有情報の照会方法や更新方法等について、関係行政機関、所有者等に対する周知に努めること。

第7 関係行政機関等の責務

関係行政機関にあっては、指定登録機関と連携し、所有明示に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップの情報の読取機（リーダー）を収容施設等に配備する等により、識別器具等に記号により付された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。また、管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的か

つ迅速に行われるように、管理者間で情報を共有する体制の整備等について、連携して協力を行うこと。

第8 犬猫等販売業者等の責務

犬猫等販売業者等にあっては、指定登録機関等により、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、関係行政機関等と連携して協力を行うこと。また、あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合には、その目的及び所有者情報の登録・更新が必要であることについて、購入者への周知に努めること。

附 則（令和四年五月二六日環境省告示第五四号）

この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

平成 14 年環境省告示第 37 号

最終改正：令和 4 年 5 月 26 日環境省告示第 54 号

第 1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めること。
- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、本来その飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等から限定的であるべきこと及び適正な飼養には十分な経費等が必要であることを認識し、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれ大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物哺乳類、鳥類及び爬(は)虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵(かん)養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

- (3) 管理者情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第 3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌(えさ)及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確

保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時には必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

- (3) 逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

8 危害防止

所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条の2に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の実施状況や飛来物の堆積状況の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講じること。
- (7) 所有者等は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置として譲渡先又は譲渡先を探すための体制を確保すること。

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

10 犬及び猫のマイクロチップ装着等に係る飼い主の責務

- (1) 法第39条の2第2項に基づき、所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、法第39条の5第1項に基づき、当該マイクロチップを装

着した日から 30 日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。以下同じ。）の登録を受けること。

(2) 法第 39 条の 6 第 1 項に基づき、犬猫等販売業者以外の者であって、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたものは、当該犬又は猫を取得した日から 30 日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに環境大臣の変更登録を受けること。

(3) 法第 39 条の 5 第 8 項に基づき、登録を受けた者は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 21 条の 7 第 7 項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更を生じた日から 30 日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出ること。

(4) 法第 39 条の 4 に基づき、何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときを除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないこと。

(5) 法第 39 条の 8 に基づき、登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したとき、及び施行規則第 21 条の 6 の当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出ること。

第 4 犬の飼養及び保管に関する基準

1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。ただし、次の場合であって、適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合は、この限りではない。

(1) 警察犬、狩猟犬等を、その目的のために使役する場合

(2) 人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いに使役する場合

2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意するとともに、犬の健康の保持に必要

な運動量を確保するよう努めること。また、みだりに健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させることは虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

3 犬の所有者等は、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

4 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。

5 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

(1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。

(2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。

(3) 運動場所、時間帯等に十分配慮すること。

(4) 特に、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬（以下「危険犬」という。）を運動させる場合には、人の多い場所及び時間帯を避けること。

6 危険犬の所有者等は、当該犬の行動を抑制できなくなった場合に重大な事故を起こさないよう、道路等屋外で運動させる場合には、必要に応じて口輪の装着等の措置を講ずること。また、事故を起こした場合には、民事責任や刑事責任を問われるおそれがあることを認識すること。

7 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努めること。なお、都道府県等（法第 35 条第 1 項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。

8 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、法第 22 条の 5 の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第 5 猫の飼養及び保管に関する基準

1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第 22 条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、学校、福祉施設等の利用者が動物の適切な飼養及び保管について正しい理解を得ることができるように努めること。
- 2 管理者は、動物の飼養及び保管の目的、学校、福祉施設等の立地及び施設の整備の状況並びに飼養又は保管に携わる者の飼養能力等の条件を考慮して、飼養及び保管する動物の種類及び数を選定すること。
- 3 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。
- 4 管理者は、動物の所有者等としての責務を十分に自覚し、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
- 5 管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適

切に行われるよう配慮すること。

- 6 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるよう努めること。

- 7 管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。

第7 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又は猫については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

附 則（令和四年五月二六日環境省告示第五四号）

この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

展示動物の飼養及び保管に関する基準

平成 16 年環境省告示第 33 号

最終改正：令和 2 年 2 月 28 日号外環境省告示第 21 号

第1 一般原則

1 基本的な考え方

管理者及び飼養保管者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境に配慮しつつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生活環境の保全に努めるとともに、動物に関する正しい知識と動物愛護の精神の普及啓発に努めること。

2 動物の選定

管理者は、施設の立地、整備の状況及びその維持管理等に必要な経費並びに飼養保管者の飼養能力等の条件を考慮して飼養及び保管する展示動物の種類及び数を選定するように努めること。また、家畜化されていない野生動物等に係る選定については、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、譲渡しが難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種又は原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれが大きいこと等から、その飼養については限定的であるべきことを勘案しつつ、慎重に検討すべきであること。特に、特定動物に係る選定については、不十分な管理が、直接人命等に害を加えるおそれがあることを勘案しつつ、より慎重に検討すべきであること。

3 計画的な繁殖等

管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないよう、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。

4 終生飼養等

管理者は、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、展示動物がその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）されるよう努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りではない。なお、展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を採用するとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物哺乳類、鳥類又爬(は)虫類に属する動物をいう。
- (2) 展示飼養及び保管している動物を、不特定の者に見せること又は触れ合いの機会を提供することをいう。
- (3) 販売 事業者が、動物を譲り渡すことをいう（無償で行うものを含む。）。
- (4) 展示動物次に掲げる動物をいう。
 - ア 動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物（以下「動物園動物」という。）
 - イ 人との触れ合いの機会の提供、興行又は客寄せを目的として飼養及び保管する動物（以下「触れ合い動物」という。）
 - ウ 販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。以下「販売動物」という。）
 - エ 商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物（以下「撮影動物」という。）
- (5) 施設動物を飼養及び保管するための施設をいう。
- (6) 管理者 展示動物又は施設を管理する者（販売動物の販売を仲介する者を含む。）をいう。
- (7) 飼養保管者 展示動物の飼養及び保管の作業に従事する者をいう。

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、動物の飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。

ア 展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に應じ、給餌及び給水方法を工夫すること。

イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

ウ 捕獲後間もない動物又は他の施設から譲り受け、若しくは借り受けた動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触、展示、販売又は貸出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。

エ 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。

オ 異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮した収容を行うこと。

カ 幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。特に、犬及び猫については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という）第22条の5に定める期間は、親子を共に飼養するよう努めること。

キ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

ク 犬又は猫の展示を行う場合には、原則として、午前8時から午後8時までの間において行うこと。

(2) 施設の構造等

管理者は、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう、次に掲げる要件を満たす施設の整備に努めること。特に動物園動物については、当該施設が動物本来の習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。

ア 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築すること。

イ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。

ウ 過度なストレスがかからないように、適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を備えること。

エ 屋外又は屋外に面した場所にあっては、動物の種類、習性等に應じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。

オ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

(3) 飼養保管者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養及び保管並びに観覧者又は購入者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼養及び保管の経験を有する飼養保管者により、又はその監督の下に行われるように努めること。また、飼養保管者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。

2 生活環境の保全

管理者及び飼養保管者は、展示動物の排せつ物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図ることにより、動物のみならず人の生活環境の保全にも努めること。

3 危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、展示動物の飼養及び保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ア 施設は、展示動物が逸走できない構造及び強度とすること。

イ 施設の構造並びに飼養及び保管の方法は、飼養保管者が危険を伴うことなく作業ができるものとする。

ウ 施設について日常的な管理及び施設の実施状況や飛来物の堆積状況について確認する等の保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動物の数及び状態を確認すること。

(2) 有毒動物の飼養及び保管

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養及び保管する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、展示動物による人への危害の発生防止に努めること。また、有毒動物の飼養施設については、開口部が閉じた状態であっても、外部から当該動物の状態を確認できるものとする。

(3) 逸走時対策

ア 管理者及び飼養保管者は、法第25条の2に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある展示動物」という。）が逸走した場合の関係機関との連絡体制、捕獲又は捕殺するための措置等についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めること。

イ 管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える等のおそれのある展示動物が逸走した場合には、速やかに観覧者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した展示動物の捕獲等を行い、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めること。

(4) 緊急事態対策

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者及び飼養保管者は、緊急事態が発生したときは、速やかに、展示動物の保護並びに展示動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めること。

4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

飼養保管者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、展示動物の飼養及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、観覧者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めること。さらに、展示動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したと

きは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うように努めること。管理者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。

5 動物の記録管理の適正化

管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。

6 輸送時の取扱い

管理者及び飼養保管者は、展示動物の輸送に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物の健康及び安全の確保並びに展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めること。

(1) 展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を採用するとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

(2) 展示動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採用するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、展示動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設へ譲り渡すように努めること。また、あらかじめ、展示動物の譲渡先を探すための体制の確保に努めること。

やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合は、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を採用するとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第4 個別基準

1 動物園等における展示

管理者及び飼養保管者は、動物園動物又は触れ合い動物を飼養及び保管する動物園等における展示については、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

動物園動物又は触れ合い動物の展示に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。

ア 障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。

イ 動物園動物又は触れ合い動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。

ウ 動物に演技をさせる場合には、演技及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮することとし、動物をみだりに、殴打し、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

エ 生きている動物を餌として与える場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。

オ 動物園動物又は触れ合い動物を展示施設において繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

カ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。

(2) 観覧者に対する指導

動物園動物又は触れ合い動物の観覧に当たっては、観覧者に対して次に掲げる事項を遵守するように指導すること。

ア 動物園動物又は触れ合い動物にみだりに食物等を与えないこと。

イ 動物園動物又は触れ合い動物を傷つけ、苦しみ、又は驚かさないこと。

(3) 観覧場所の構造等

ア 人に危害を加えるおそれ等のある動物園動物が観覧者に接触することができない構造にするとともに、動物園動物を観覧する場所と施設との仕切りは観覧者が容易に越えられない構造にすること。

イ 自動車を用いて人に危害を加えるおそれのある動物園動物を観覧させる場合は、自動車の扉及び窓が常時閉まる構造のものを使用するとともに、観覧者に対して、自動車の扉及び窓を常時閉めておくように指導す

ること。また、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

(4) 展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又は触れ合い動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼養及び保管の環境の確保に努めること。また、移動先にあっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。さらに、人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある展示動物については、第3の3の定めに基づき、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(5) 展示動物との接触

ア 観覧者と動物園動物又は触れ合い動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。

イ 観覧者と動物園動物及び触れ合い動物との接触を行う場合には、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。

2 販売

管理者及び飼養保管者は、販売に当たっては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該施設内の音、照明等を適切なものとする。

(2) 繁殖方法

遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢の動物又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、その繁殖の回数を適切なものとする。

(3) 販売方法

ア 販売の方法は、幼齢の動物における社会化期の確保等、販売動物の種類に応じ、その生態、習性及び生理に配慮した適切なものとする。

イ 販売に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、販売先における終生飼養の実施の可能性を、確実な方法により確認すること。

ウ 販売動物の販売に当たっては、その生態、習性、生理、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、購入者に対する説明責任を果たすこと。また、飼養及び保管が技術的に困難な販売動物については、終生飼養がされにくい傾向にあることから、このような販売動物に関する情報の提供は特に詳細に行うこと。

エ 野生動物等を家庭動物として販売するに当たっては、特に第1の2の定めに留意すること。また、特別な場合を除き、野生動物は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる場合が少なくないこと等から、野生動物、特に外国産の野生動物等を販売動物として選定することについては慎重に行うこと。

オ 必要に応じて、ワクチンの接種後に販売するとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

3 撮影

管理者及び飼養保管者は、撮影に当たっては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 撮影方法

動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、撮影の時間、環境等を適切なものとし、撮影動物に過度の苦痛を与えないようにすること。特に犬又は猫の撮影に当たっては、幼齢期の取扱いに留意するよう努めること。

(2) 情報提供

撮影動物の貸出しに当たっては、撮影動物の健康及び安全の確保がなされるように、その取扱い方法等についての情報の提供を詳細に行うこと。

第5 準用

展示動物に該当しない動物取扱業が扱う動物の飼養及び保管については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

附 則〔令和二年二月二十八日環境省告示第二一号〕

この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律〔令和元年六月法律第三九号〕の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例

平成十八年三月二十三日 条例第二十号

最終改正 令和三年三月二十九日条例第十一号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 動物の適正な飼養等（第七条—第十条の三）

第三章 野犬等の抑留及び駆除（第十一条・第十二条）

第四章 緊急時の措置等（第十三条—第十六条）

第五章 雑則（第十七条—第十九条）

第六章 罰則（第二十条—第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 動物 人の飼養（保管を含む。以下同じ。）する動物で、哺乳類、鳥類及び爬（は）虫類に属するものをいう。

二 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。

三 飼養施設 動物を飼養するための施設をいう。

四 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第二十五条の二に規定する動物を言う。

（県の責務）

第三条 県は、県民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるための動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

（市町村との連携等）

第四条 県は、市町村が行う動物の愛護及び管理に関する施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県が行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（飼い主の責務）

第六条 飼い主は、動物の生態、習性及び生理を理解し、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように飼養しなければならない。

2 飼い主は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず動物を終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

3 飼い主は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をとるよう努めなければならない。

第二章 動物の適正な飼養等

（飼い主の遵守事項）

第七条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適正に餌及び水を与えること。
- 二 疾病の予防等の健康管理を行うこと。
- 三 必要に応じて適正な飼養施設を設けること。
- 四 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。
- 五 公共の場所、他人の土地及び建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。
- 六 頻繁に発生する鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- 七 逸走した場合は、自ら搜索し、収容すること。

（犬の飼い主の遵守事項）

第八条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 犬を柵、おりその他の囲いの中で飼養し、又は人の生命、身体若しくは財産に害を加えるおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実につないで飼養すること。ただし、次のイからハまでのいずれかに該

当する場合は、この限りでない。

イ 警察犬、狩猟犬、盲導犬、介助犬、聴導犬その他の使役犬をその目的のために使用するとき。

ロ 人の生命、身体若しくは財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で、犬を訓練し、又は運動させるとき。

ハ その他規則で定めるとき。

二 犬が人の生命、身体又は財産に害を加えることのないようにその管理に細心の注意を払うこと。

三 犬を飼養していることを明らかにするため、門戸その他の見やすい場所に知事が別に定める表示をすること。

四 犬をその種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。

五 犬に適切なしつけを施すこと。

（猫の飼い主の遵守事項）

第九条 猫の飼い主は、第七条各号に掲げる事項のほか、その飼養する猫について、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

一 猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺の生活環境を保全するため、屋内で飼養すること。

二 猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、疾病の感染を防止するため、ワクチンを接種するとともに、みだりに繁殖することを防止するため、不妊手術又は去勢手術をすること。

三 猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、首輪をつける等の措置をとること。

（特定動物の飼い主の遵守事項）

第十条 特定動物の飼い主は、第七条各号に掲げる事項のほか、その飼養する特定動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 非常用の器材を常に使用できるように整備しておくこと。

二 地震、火災その他の災害の場合における特定動物の逸走の防止その他の緊急措置を定めておくこと。

三 その他特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養すること。

（多頭飼養の届出等）

第十条之二 犬又は猫の飼い主は、飼養施設において飼養する犬（生後九十日以下のものを除く。以下この条において同じ。）及び猫（生後九十日以下のものを除く。以下この条において同じ。）の合計数（同一の場所において二以上

の飼養施設を設置する場合にあっては、これらの飼養施設において飼養する犬及び猫の合計数。第三項において同じ。）が十以上となったときは、その日から三十日以内に、飼養施設を設置する場所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 飼養する犬又は猫の数、性別及び不妊手術又は去勢手術の実施数
- 四 飼養施設の構造
- 五 飼養の方法

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼養施設における飼養を廃止したとき、又は飼養する犬及び猫の合計数が十未満となったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- 一 法第十二条第一項第四号に規定する第一種動物取扱業者がその登録に係る飼養施設において犬又は猫を飼養する場合
- 二 法第二十四条の三第一項に規定する第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を飼養する場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める場合
（助言又は指導）

第十条の三 知事は、前条第一項の規定による届出をした者の飼養する犬若しくは猫の健康及び安全を保持し、又は周辺の生活環境の保全を図るために必要な限度において、当該届出をした者に対し、その飼養施設の構造及び飼養の方法に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

第三章 野犬等の抑留及び駆除

（野犬等の抑留）

第十一条 知事は、飼い主のいない犬又は第八条第一号の規定により飼養されていない犬（以下「野犬等」という。）があると認めたときは、その職員に野犬等を抑留させることができる。

2 知事は、前項の規定により野犬等を抑留したときは、飼い主の知っているも

のについてはその飼い主にこれを直ちに引き取るべき旨を通知し、飼い主の知れていないものについてはその野犬等を捕獲した旨を二日間公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 知事は、前項の規定による通知又は掲示をした場合において、飼い主が通知を受け取った後又は掲示期間の満了後一日以内にその野犬等を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、やむを得ない事由により、飼い主からその期間内にその野犬等を引き取ることができない旨及び相当の期間内にその野犬等を引き取る旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまではこれを処分することができない。

（野犬等の駆除）

第十二条 知事は、野犬等による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため緊急の必要がある場合において、通常の方法によって野犬等を抑留することが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用して野犬等を駆除することができる。この場合において、知事は、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼさないようにするため、当該区域内及びその近隣の住民に対して、その旨を周知しなければならない。

2 前項の規定による駆除及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

第四章 緊急時の措置等

（緊急時の措置）

第十三条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が逸走したときは、直ちに、その旨を知事に通報するとともに、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、当該特定動物を捕獲する等必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災その他の災害が発生したときは、第十条第二号の緊急措置を適切に実施し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

（事故発生時の措置）

第十四条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、直ちに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、その犬について獣医師の検診を受けさせなければならない。

3 前項の犬の飼い主は、その飼養する犬に口輪をつける等人の生命又は身体に害を加えないよう必要な措置をとるとともに、かんだ日から二週間監視し、

その犬に異常があったときは、直ちに、知事に届け出なければならない。

（措置命令）

第十五条 知事は、第八条第一号若しくは第二号の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又はその飼養する犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、若しくは害を加えるおそれがあると認めるときは、その犬の飼い主に対し、犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（報告の徴収等）

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、その飼養に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、その飼養施設の設置場所その他飼養に関係のある場所に立ち入り、その飼養の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 雑則

（動物愛護担当職員等）

第十七条 知事は、法第二十四条第一項（法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の二第三項、第二十五条第五項又は第三十三条第一項の規定による立入検査、前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 知事は、動物愛護管理員の事務を補助させるため、動物愛護技術員を置く。（手数料）

第十八条 第十一条第一項の規定により抑留された野犬等の飼い主は、当該野犬等の引取りをする際に、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

（委任）

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第二十条 第十五条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に

処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

二 第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

一 第十四条第二項の規定による検診を受けさせなかった者

二 第十四条第三項の規定による届出をしなかった者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の二第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

附 則（令和三年三月二十九日条例第十一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に飼養施設において飼養する犬及び猫（いずれも生後九十日以下のものを除く。以下この項において同じ。）の合計数（同一の場所において二以上の飼養施設を設置する場合にあっては、これらの飼養施設において飼養する犬及び猫の合計数）が十以上である犬又は猫の飼い主に対する改正後の第十条の二第一項の規定の適用については、同項中「となったときは、その日」とあるのは、「であるときは、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和三年岐阜県条例第十一号）の施行の日」とする。

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成十八年五月二十六日 規則第百五十四号

最終改正 令和五年一月一三日規則第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十八年岐阜県条例第二十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(犬の飼い主の遵守事項の適用除外)

第二条 条例第八条第一号ハの規則で定めるときは、犬を展覧会、競技会、曲芸その他これらに類する催しに供するために使用する場合であって、犬が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法によるときとする。

(飼い犬の表示)

第三条 条例第八条第三号の表示は、犬を飼養していることを容易に識別することができる文字若しくは図形又はこれらを組み合わせたものを表示した標識により行うものとする。

(多頭飼養の届出等)

第三条の二 条例第十条の二第一項の規定による届出は、多頭飼養届出書(別記第一号様式)により行うものとする。

2 条例第十条の二第二項の規定による届出は、多頭飼養変更届出書(別記第一号様式の二)により行うものとする。

3 条例第十条の二第二項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 飼養する犬(生後九十日以下のものを除く。以下この条において同じ。)及び猫(生後九十日以下のものを除く。以下この条において同じ。)の合計数の減少

二 飼養する犬及び猫の合計数の三十パーセント未満の増加

三 飼養する犬又は猫の不妊手術又は去勢手術の実施数の変更

4 条例第十条の二第三項の規定による届出は、多頭飼養廃止等届出書(別記第一号様式の三)により行うものとする。

5 条例第十条の二第四項第三号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法

第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校において、教育のために犬又は猫を飼養する場合

二 獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設において、診療のために犬又は猫を飼養する場合

三 身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第三条第一項に規定する訓練事業者が、同法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を育成するために犬を飼養する場合

四 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために犬又は猫を飼養する場合

五 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)第十条の五第三項各号に掲げる場合

(野犬等を抑留する職員)

第四条 条例第十一条第一項の規定により野犬等(条例第十一条第一項に規定する野犬等をいう。以下同じ。)を抑留させる職員は、条例第十七条第二項に規定する動物愛護技術員とする。

(掲示の方法)

第五条 条例第十一条第二項の規定による掲示は、次に掲げる事項を野犬等を抑留した場所を管轄する保健所の掲示板に掲示することにより行うものとする。

一 抑留した野犬等の抑留日時及び場所

二 抑留した野犬等の種類、性別、毛色、体格その他の特徴

三 抑留した野犬等の引取りの期限及び場所

(野犬等の駆除の方法)

第六条 条例第十二条の規定による野犬等の駆除(以下「駆除」という。)は、必要な時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に毒えさを置くことによって行うものとする。

2 毒えさを置く場合には、毒えさごとにそれが毒えさである旨を表示した紙片等を添えておかなければならない。

3 知事は、条例第十七条第一項に規定する動物愛護管理員に、毒えさの置かれた場所を巡視させ、かつ、駆除の時間が経過する前に毒えさを回収させなければならない。

(駆除する旨の周知)

第七条 条例第十二条の規定により駆除する旨を住民に対し周知するには、駆除を行う区域、期間及び時間、薬品の種類並びに毒えさの状態につき、少なく

とも次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 駆除を行う区域内及びその近傍で公衆の見やすい場所に掲示すること。
- 二 新聞、放送等によって公示すること。

2 前項第一号の掲示は、駆除開始の日の三日前から駆除終了の日まで、同項第二号の公示は、駆除開始の日の三日前から駆除開始の日までの間の適当な日に行わなければならない。

（事故届出書）

第八条 条例第十四条第一項の規定による届出は、特定動物による事故にあっては特定動物事故届出書（別記第二号様式）、犬による事故にあっては飼い犬事故届出書（別記第三号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

第九条 条例第十七条第一項に規定する動物愛護管理員及び同条第二項に規定する動物愛護技術員の身分を示す証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）別記様式の例によるものとする。

別記（略）

第1号様式の（第3条の2関係）

第1号様式の2（第3条の2関係）

第1号様式の3（第3条の2関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第8条関係）

附 則（令和三年三月十九日規則第五十六号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（令和三年三月三十一日規則第四百十七号）

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和四年三月十八日規則第十五号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一月十三日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

狂犬病予防法

(昭和二十五年八月二十六日法律第二百四十七号)

最終改正：平成二十六年六月十三日号外法律第六九号

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 通常措置（第四条—第七条）

第三章 狂犬病発生時の措置（第八条—第十九条）

第四章 補則（第二十条—第二十五条の三）

第五章 罰則（第二十六条—第二十八条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第二号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第七条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の規定並びにこれらの規定に係る第四章及び第五章の規定に限りこれを適用する。

一 犬

二 猫その他の動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる（次項において「牛等」という。）を除く。）であつて、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

2 犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部（前項第二号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。）を準用することができる。この場合において、その期間は、一年を超えることができない。

3 都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項の規定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(狂犬病予防員)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第二章 通常措置

(登録)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

(予防注射)

第五条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

(抑留)

第六条 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬

があると認めたときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんた犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6 第二項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。

7 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知っているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知らないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

9 第七項の通知を受け取った後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

10 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

（輸出入検疫）

第七条 何人も、検疫を受けた犬等（犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。）でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の検疫に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検疫に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

第三章 狂犬病発生時の措置

（届出義務）

第八条 狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。

2 保健所長は、前項の届出があつたときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

（隔離義務）

第九条 前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。

2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

（公示及びけい留命令等）

第十条 都道府県知事は、狂犬病（狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。）が発生したと認めたときは、直ちに、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

（殺害禁止）

第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

（死体の引渡し）

第十二条 第八条第一項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りでない。

（検診及び予防注射）

第十三条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せい検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

（病性鑑定のための措置）

第十四条 予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬等を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第六条第十項の規定を準用する。
（移動の制限）

第十五条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。
（交通のしや断又は制限）

第十六条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかかった犬の所在の場所及びその附近の交通をしや断し、又は制限することができる。但し、その期間は、七十二時間をこえることができない。
（集合施設の禁止）

第十七条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。
（けい留されていない犬の抑留）

第十八条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を抑留させることができる。

2 前項の場合には、第六条第二項から第十項までの規定を準用する。
（けい留されていない犬の薬殺）

第十八条の二 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第一項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。
（厚生労働大臣の指示）

第十九条 厚生労働大臣は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要

があると認めるときは、地域及び期間を限り、都道府県知事に第十三条及び第十五条から前条までの規定による措置の実施を指示することができる。

第四章 補則

（公務員等の協力）

第二十条 公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求められたときは、これを拒んではならない。

（抑留所の設置）

第二十一条 都道府県知事は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を収容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

第二十二条 削除

（費用負担区分）

第二十三条 この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

第一 国の負担する費用

第七条の規定による輸出入検疫に要する費用（輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。）

第二 犬等の所有者の負担する費用

一 第四条の規定による登録の手續に要する費用

二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用

三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用

四 第七条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費

五 第八条の規定による届出に要する費用

六 第九条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用

（処分等の行為の承継人に対する効力）

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分及び手續その他の行為は、当該行為の目的である犬等について所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、またその効力を有する。

（政令で定める市又は特別区）

第二十五条 この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市については、「市」若しくは「市長」又は「区」若しくは「区長」と読

み替えるものとする。ただし、第八条第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定については、この限りでない。

（不服申立て）

第二十五条の二 前条の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が前条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第二十五条の三 第二条第三項、第八条、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 第二条第三項、第八条第一項及び第二項、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項及び第七項から第九項まで並びに第十八条の二第一項の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して検疫を受けない犬等（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。）を輸出し、又は輸入した者

二 第八条第一項の規定に違反して犬等についての届出をしなかつた者

三 第九条第一項の規定に違反して犬等を隔離しなかつた者

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して犬（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。）の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者

二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者

三 第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかつた者

四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者

五 第十一条の規定に違反して犬等を殺した者

六 第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者

七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者

八 第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者

九 第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通のしや断又は制限に従わなかつた者

十 第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者

第二十八条 第十八条第二項において準用する第六条第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

附 則（略）

狂犬病予防法施行令

（昭和二十八年八月三十一日政令第二百三十六号）

最終改正：令和七年八月一日政令第二八三号

（法の規定の一部が適用される動物）

第一条 狂犬病予防法（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める動物は、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクとする。

（鑑札の再交付）

第一条の二 市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。

（登録の消除）

第二条 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬が死亡した旨の届出があつたときは、その犬の登録を消除しなければならない。

2 市町村長は、法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その犬の登録を消除することができる。

- 一 その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合
- 二 その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかな場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、特別の事情があるため、その犬の登録を消除することが適当であると認める場合

（登録の変更等）

第二条の二 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更した旨の届出又は同条第五項の規定による犬の所有者の変更があつた旨の届出があつたときは、当該登録を変更しなければならない。

2 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬の所在地を変更した旨の届出（当該市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地を変更した旨の届出に限る。）があつたときは、犬の所有者に、犬の旧所在地を管轄する市町村長が交付した鑑札と引換えに鑑札を交付するとともに、厚生労働省令で定める場合を除き、犬の旧所在地を管轄する市町村長に犬の新所在地を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知をした市町村長に、その犬の原簿を送付しなければならない。

（注射済票の再交付）

第三条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。

（省令への委任）

第四条 前各条に規定するもののほか、犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（処分前の評価）

第五条 予防員は、法第六条第九項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて犬を処分し、又は法第十四条第一項の規定によつて犬若しくは第一条に規定する動物を殺す場合には、あらかじめ、適当な評価人三人以上にその犬若しくは同条に規定する動物を評価させておかなければならない。

（報告の経由）

第六条 法第八条第二項の規定による保健所長の報告は、保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長を経由して行うものとする。

（薬殺の方法）

第七条 法第十八条の二の規定による薬殺は、午後十時から翌日午前五時までの間において時間を限つて、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に毒えさを置くことによつて行うものとする。

2 毒えさに用いる薬品の種類は、厚生労働省令で定める。

3 毒えさを置く場合には、毒えさごとに、それが毒えさである旨を表示した紙片を添えておかなければならない。

4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）は、予防員をして、毒えさの置かれた場所を巡視させ、かつ、薬殺の時間が経過する前に毒えさを回収させなければならない。

（薬殺する旨の周知）

第八条 法第十八条の二の規定により薬殺する旨を周知させるには、薬殺を行う区域、期間及び時間、薬品の種類並びに毒えさの状態につき、少くとも左の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 薬殺を行う区域内及びその近傍に居住する登録した犬の所有者に対して文書で通知すること。
- 二 薬殺を行う区域内及びその近傍で公衆の見やすい場所に掲示すること。
- 三 日刊新聞又は放送によつて公示すること。

2 前項第一号の通知は、薬殺開始の日の三日前までに、同項第二号の掲示は、

薬殺開始の日の三日前から薬殺終了の日まで、同項第三号の公示は、薬殺開始の日の三日前から薬殺開始の日までの間の適当な日に行わなければならない。

（事務の区分）

第九条 第五条（法第六条第九項の規定による処分に係る部分を除く。次項において同じ。）及び第七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第五条、第六条及び第七条第四項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則（令和三年十二月二十二日政令第三百三十八号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和七年八月一日政令第二八三号）

この政令は、令和七年九月一日から施行する。

狂犬病予防法施行規則

（昭和二十五年九月二十二日厚生省令第五十二号）

最終改正：令和七年八月一日厚生労働省令第八十一号

（法第二条第三項の報告）

第一条 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号。以下「法」という。）第二条第三項の規定による報告は、同条第二項の規定により指定する必要がある動物の種類及び狂犬病の発生状況その他必要な事項を記載した報告書を提出して行うものとする。

（予防員の証票）

第二条 法第三条第二項の規定による狂犬病予防員（以下「予防員」という。）の身分を示す証票は、別記様式第一による。

（登録の申請）

第三条 法第四条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

二 犬の所在地

三 犬の種類

四 犬の生年月日

五 犬の毛色

六 犬の性別

七 犬の名

八 前五号のほか犬の特徴となるべき事項

（原簿の記載事項）

第四条 法第四条第二項の原簿には、前条第一項各号に掲げる事項、登録年月日及び登録番号を記載しなければならない。

（鑑札の内容等）

第五条 法第四条第二項又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「動物愛護管理法」という。）第三十九条の七第六項の規定に基づき市町村長（特別区にあつては、区長。次項及び第十二条第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札（動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップ（動物愛護管理法第三十九条の二第一項に規定するマイ

クロチップをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)は、次に掲げる条件(保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。)を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に鑑札を定めたときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該鑑札によることができる。

一 耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪その他その犬が着用するものに付着させることができるものであること。

二 次に掲げる事項が記載されていること。

イ 「犬鑑札」の文字

ロ 登録番号

ハ 都道府県名又は都道府県名を特定できるものとして厚生労働大臣が定める文字、数字等

ニ 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の名称を特定できる文字、数字等

三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字を用いること。

四 次のいずれかに該当するものであること。

イ 十五ミリメートル以上の短径とし、短径と長径の比が五対七となる大きさの楕円形

ロ 十五ミリメートル以上の短辺とし、短辺と長辺の比が三対四となる大きさの長方形

2 市町村長(保健所を設置する市の長を除く。第十二条第四項において同じ。)は、前項の規定により鑑札を定めたときは、その内容を当該市町村の属する都道府県の知事に通知しなければならない。

(鑑札の再交付)

第六条 犬の所有者は、鑑札を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、損傷した場合には、その鑑札を添え、三十日以内に犬の所在地を管轄する市町村長に再交付を申請しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により鑑札の再交付を申請した後、亡失した鑑札を発見したときは、五日以内に犬の所在地を管轄する市町村長にこれを提出しなければならない。

(変更の届出事項)

第七条 法第四条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、犬の所有者

の氏名及び住所とする。

(犬の死亡の届出)

第八条 法第四条第四項の規定により犬の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 死亡した犬の死亡の当時における所有者の氏名及び住所

二 登録年度及び登録番号

三 死亡の年月日

2 前項の届出書には、鑑札及び注射済票を添付しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(登録事項の変更の届出)

第九条 法第四条第四項又は第五項の規定により登録事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 所有者の氏名及び住所

二 登録年度及び登録番号

三 変更した事項(当該事項に係る新旧の対照を明示すること。)

(登録の消除)

第十条 法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号。第十六条の五及び第十七条において「令」という。)第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。

一 その犬が生後二十五年以上であつて、かつ、死亡したものと推定される場合

二 その犬に関して第十六条の六の通知を受けた場合

三 その犬に関して動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)第二十一条の九第三項の通知を受けた場合であつて、かつ、犬の新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項又は第三項の通知を受けた場合

(予防注射の時期)

第十一条 生後九十一日以上(次項に規定する犬であつて、三月二日から六月三十日までの間に所有されるに至つたものを除く。)の所有者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を四月一日から六月三十日までの間に一回受けさせなければならない。ただし、三月二日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。

2 生後九十一日以上(次項に規定する犬であつて、三月二日から五月三十一日まで

の間にその犬を所有するに至つた場合においては、前年の三月二日)以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかなでないものを所有するに至つた者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から三十日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。

- 3 前二項の場合において、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、第一項中「所有される」とあるのは「管理される」と、「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。

(注射済票の交付)

第十二条 獣医師が狂犬病の予防注射を行つたときは、その犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合にはその者。以下同じ。)に対して、別記様式第四による注射済証を交付しなければならない。

- 2 犬の所有者は、前項に規定する注射済証を市町村長に提示し、注射済票の交付を受けなければならない。

- 3 前項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、次に掲げる条件(保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する注射済票にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。)を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に注射済票を定めたときは、次の第一号から第四号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該注射済票によることができる。

一 耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪、鑑札その他その犬が着用するものに付着させることができるものであること。

二 次に掲げる事項が記載されていること。

イ 「注射済」の文字

ロ 注射実施年度

ハ 都道府県名又は都道府県名を特定できるものとして厚生労働大臣が定める文字、数字等

ニ 市町村の名称を特定できる文字、数字等

- 三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いること。

- 四 色は、平成十九年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては黄、平成二十年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては赤、平成二十一年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては青と

し、その後は順次これを繰り返したものであること。

- 五 次のいずれかに該当するものであること。

イ 十ミリメートル以上の直径の大きさの円形

ロ 十ミリメートル以上の短辺とし、短辺と長辺の比が一对二となる大きさの長方形

- 4 市町村長は、前項の規定により注射済票を定めたときは、その内容を当該市町村の属する都道府県の知事に通知しなければならない。

- 5 毎年三月二日から同月三十一日までの間に実施する狂犬病予防注射について、第二項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、翌年度のものとする。

(注射済票の再交付)

第十三条 犬の所有者は、注射済票を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、注射済証を提示し、かつ、損傷した場合にはその注射済票を添えて市町村長に申請して再交付を受けなければならない。

- 2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(狂犬病予防技術員)

第十四条 法第六条第二項の捕獲人を狂犬病予防技術員と称し、同条第六項において準用する法第三条第二項の規定によるその身分を示す証票は、別記様式第六による。

(所有者への通知)

第十五条 予防員は、法第六条第七項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて犬の所有者に通知するときは、配達証明郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの又は使送によらなければならない。

(狂犬病の犬等の届出)

第十六条 法第八条第一項の規定による届出は、次の事項について行うものとする。

- 一 犬にあつては、次に掲げる事項

イ 所有者の氏名及び住所

ロ 登録年度及び登録番号

ハ 犬の体格

二 法第二条第一項第二号に掲げる動物にあつては、次に掲げる事項

イ 種類

ロ 所有者の氏名及び住所

ハ 所在地

（マイクロチップが装着されている犬に関する読替え）

第十六条の二 動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬については、第四条中「及び登録番号」とあるのは「登録番号及びマイクロチップの識別番号」と、第十二条第三項第一号中「胴輪、鑑札」とあるのは「胴輪」と、前条第一号ロ中「登録番号」とあるのは「登録番号又はマイクロチップの識別番号」とする。

（動物愛護管理法第三十九条の七第五項の届出）

第十六条の三 動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬からマイクロチップを取り除いたときは、三十日以内に犬の所在地を管轄する市町村長に動物愛護管理法第三十九条の七第五項の届出を行わなければならない。

（鑑札の提出）

第十六条の四 法第四条第二項又は動物愛護管理法第三十九条の七第六項の規定により鑑札の交付を受けた犬の所有者は、動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により当該犬に装着されているマイクロチップが鑑札とみなされた場合は、速やかに、犬の所在地を管轄する市町村長に法第四条第二項の規定により交付を受けた鑑札を提出しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（犬の所在地の変更に係る通知の免除）

第十六条の五 令第二条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、犬の旧所在地を管轄する市町村長が動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第二十一条の九第三項の通知を受けた場合であつて、かつ、犬の新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項又は第三項の通知を受けた場合とする。

（マイクロチップが装着されている犬の所在地の変更に係る通知）

第十六条の六 マイクロチップが装着されている犬の所在地が変更された場合（新所在地を管轄する市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地が変更された場合に限る。）であつて、新所在

地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項の通知を受け、同条第二項の規定により当該マイクロチップが法第四条第二項の規定により新所在地を管轄する市町村長から交付された鑑札とみなされたときは、新所在地を管轄する市町村長は、旧所在地を管轄する市町村長に、当該犬の新所在地を通知しなければならない。

（マイクロチップが鑑札とみなされない場合の鑑札の交付等）

第十六条の七 市町村長は、マイクロチップが装着されている犬について、法第四条第四項の規定による犬の所在地を変更した旨の届出（当該市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地を変更した旨の届出に限る。）があつた場合であつて、次のいずれにも該当するときは、当該犬の所有者に、鑑札を交付するとともに、当該犬の旧所在地を管轄する市町村長に当該犬の新所在地を通知しなければならない。

一 犬の旧所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項の通知を受け、同条第二項の規定により当該マイクロチップが法第四条第二項の規定により旧所在地を管轄する市町村長から交付された鑑札とみなされたこと

二 犬の新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項の求めを行つていないこと

2 前項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知をした市町村長に、その犬の原簿を送付しなければならない。

（毒えさに用いる薬品の種類）

第十七条 令第七条第二項に規定する薬品は、硝酸ストリキニーネとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第十八条 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一 第三条に規定する申請書

二 第六条第一項の規定による申請

三 第八条第一項に規定する届出書

四 第九条に規定する届出書

五 第十三条第一項の規定による申請

六 第十六条の規定による届出

七 第十六条の三の規定による届出
(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)

第十九条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

- 一 申請者又は届出者の氏名
- 二 申請年月日又は届出年月日

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 令和六年十二月三十一日までの間、令和六年能登半島地震の発生によるやむを得ない事情により、第十一条第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。
- 3 第三条第一項の規定にかかわらず、昭和二十五年に限り、九月一日現在の犬の所有者は、九月末日までに法第四条第一項の規定による登録の申請をしなければならない。
- 4 犬の所有者は、第十条第一項の規定にかかわらず、昭和二十五年に限り、その犬について法第五条第一項の規定による狂犬病の予防注射を、九月末日までに受けさせなければならない。

附 則 (令和四年五月二十三日厚生労働省令第八十六号)

この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第三十九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年六月一日)から施行する。

附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月一二日厚生労働省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の狂犬病予防法施行規則附則第二項の規定中第十一条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係る部分は、令和六年一月一日から適用する。

附 則 (令和七年八月一日厚生労働省令第八一号)

この省令は、令和七年九月一日から施行する。